

**第132W章 -
食品及び薬品（成分組成及び表示）規則**

2018年3月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
香港事務所

【本報告書の利用についての注意・免責事項】

本報告書は、日本貿易振興機構(ジェトロ)香港事務所が2018年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合がございます。

ジェトロは、本冊子の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本冊子は信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ジェトロは、本冊子の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発効する可能性があります。

本冊子には、ジェトロの公式見解ではなく外部委託先の論考、意見が含まれます。これらについてジェトロは一切の責任を負うものではありません。

第	132W章	食品及び薬品(成分組成及び表示)規則	官報番号	版日付
---	-------	--------------------	------	-----

		授權付与		1997年6月30日
--	--	------	--	------------

(第132章第55条)

[1960年11月11日] 1960年第A74号政府公告

(原版1960年第A74号政府公報)

第	1条	引用		1997年6月30日
---	----	----	--	------------

本規制は、食品及び薬品(成分組成及び表示)規則として引用される。

第	2条	解釈	2014年第90号法律公告	2015年12月13日
---	----	----	---------------	-------------

(1) 別段の定めがない限り、次の用語を次の通りに定める。

「添加物」(additive)とは、品質保持、食感、外観、味、香り、pH、又はその他食品の質に変化をもたらすために、あらゆる段階で食品に加えられるものだが、以下のものを含まないとする。

- (a) 食品物ビタミン、ミネラル又はその他栄養素を食品の栄養強化目的で使用すること。
- (b) 調味料として使用されるハーブ又は香辛料
- (c) ホップ;
- (d) 塩;
- (e) 酵母又は酵母エキス;
- (f) タンパク質の自己消化又は加水分解によって生成される全ての製品;
- (g) 種培養;
- (h) 麦芽又は麦芽エキス
- (i) 耕作、又は畜産のために動物、鳥、又は魚の飼料に加えられたもの、家畜の治療に用いられたもの、並びに保存のために用いられたもので、食品に残留した物質(あらゆる農薬、燻蒸剤、発芽抑制剤、又は家畜に使われる薬)
- (j) 空気又は水;(1985年第222号法律公告)

「広告」(Advertisement)は、以下の方法により大衆へ宣伝されるあらゆる広告形態である;

- (a) 新聞又は他の発行物;
- (b) テレビ又はラジオ放送;

- (c) 電子メッセージ;
- (d) 告知、看板、ラベル、広告ビラ、又は商品の展示及び陳列;
- (e) サンプル、チラシ、カタログ、価格一覧表、又は他の物の配布;又は
- (f) 写真、モデルの展示、又は動画の放映。

「宣伝・広告する」(Advertise) という用語は、上記に従い、解釈される。(2008年第69号法律公告)

「当局」(Authority) とは、食物環境衛生署署長を指す。(1999年第78号第7条)

「糖質」(Available carbohydrates) は、炭水化物の合計から食物繊維を除いたものである。(2008年第69号法律公告)

「飲食施設」(Catering establishment)とは、レストラン、食堂、クラブ、パブ、学校、病院、又は他の団体(自動車、固定又は移動屋台を含む)を指し、業務の過程において、最終消費者に直ちに消費されるため、食品を用意し、提供する業種である。(法律公告1985年第222号法律公告)

「国際食品規格委員会(コーデックス委員会)」(Codex Alimentarius Commission)とは、1963年にWHO(世界保健機関)/FAO(国際食糧農業機関)により、食品の規格基準、ガイドラインおよびそれに関連するものを制定する為に設置された組織である。(2004年第85号法律公告)

「包装」(Container)とは、あらゆる物品、又は物質を封入する箱、ビン、ブリキ、段ボール、包み、又は包装材料を含むが、託送、もしくは配達のための外部のカバー又は包装を含まない。

「食物繊維」(Dietary fibre)とは、AOACインターナショナル認定の方法で分析されたあらゆる繊維を指す。AOACインターナショナルとは、食品及び農産品の分析法を検証し、認定する独立機関である。(2008年第69号法律公告)

食品における「エネルギー」(Energy)とは、食品から次のように提供されるものを指す。

(a) 食品に含まれる糖質(乳児用調整粉乳の場合は、炭水化物の合計量)、たんぱく質、総脂質、エタノール、及び有機酸の合計量から提供されるエネルギー量として計算される(2014年第90号法律公告)。また、

(b) コーデックス委員会により採用された「栄養表示に関するガイドライン」に従い計算される。(2008年第69号法律公告)

葉酸(Folic acid)とは、あらゆる乳児用調製粉乳、又はフォローアップミルクの場合において、N-プテロイル-L-グルタミン酸を意味する(2014年第90号法律公告)。

フォローアップミルク(follow-up formula)とは、

(a) 商品説明および使用説明において、

(i) 母乳又は乳児用調製粉乳の代替品、及び

(ii) 全年齢に適した食品との表示に関わらず、6か月以上36か月未満の乳幼児へ、多様化しつつある食生活の中で与えられる液状の食品である。又は、

(b) 「フォローアップミルク(follow-up formula)」、「較大嬰兒及幼兒配方產品」、もしくは、それらと同様の表示がある商品である。(2014年第90号法律公告)

医療目的の乳幼児用特殊粉乳(formula for special medical purposes for infants and young children)とは、次の食品を指す。

(a) 商品説明又は使用説明において、全年齢に適した食品との表示に関わらず、6か月以上36か月未満の乳幼児へ、食事管理のためにその食品のみ、又は補助的に与えられることを目的とした、特別に調整された食品である。対象となる乳幼児は、

(i) 普通の食事、並びに特定の栄養素の摂取、消化、吸収、及び代謝が制限、又は損なわれている者、

(ii) 特定の栄養素が必要と医学的判断があった者、又は

(iii) その他の食品の摂取又は、食事調節では十分な食事管理ができない者。

(b) その食品は、医師の指導もので服用する食品である。(2014年第90号法律公告)

「冷菓」(frozen confection)とは、一般的に冷凍、又は冷蔵の状態で販売される食用菓子を意味する

(1969年第163号法律公告)。

乳児用調整粉乳(infant formula)とは、

(a) 商品説明および使用説明において、全年齢に適した食品との表示に関わらず、母乳の替代物として調製され、その他補助食品の摂りいれまで、該当製品のみで12か月以下の乳児の栄養需要を満たす食品である。及び

(b) 「乳児用調整粉乳(infant formula)」又は「嬰兒配方產品」、もしくは同様の表記、ラベルが貼られている商品である(法律公告2014年90号)。

「成分」(ingredient)とは、食品の製造、及び調理時に加えられ、最終製品に残留する添加物、混合物を含むすべての物質である。(1985年222号法律公告)

「食品添加物の国際番号付与体系」(International Numbering System for Food Additives)とは、包装食品の成分一覧表から食品添加物を特定するために、コーデックス委員会により採用された番号システムである(2004年85号法律公告)。

「電離放射線」(ionizing radiation)とは、イオンを直接的に発生させるガンマ線、X線、又は粒子放射線、イオンを間接的に発生させる上記以外の放射線、及び次のものから発射された光線又は放射線を指す。

(a) 測定又は調査装置から

(b) 適切な最大基準値より低いエネルギーで発射されたもの(1996年80号法律公告)。

「照射食品」(irradiated food)とは、電離放射線による処理がされた食品である。(1996年80号法律公告)

「ラベル」(labelling)とは、食品のパッケージもしくは資料、通知、ラベル、リング、カラーにある、食品に関わる文字、詳細、トレードマーク、ブランド名挿絵又はシンボルを指す。(1985年222号法律公告)

食品に関する栄養素の一覧(list of nutrients)とは、

(a) 包装食品において、付表5第一部により、要求される栄養素の一覧を意味する。

(b) 乳児調整粉乳フォローアップミルクまたは乳幼児用の包装食品において、付表6A第一部により要求される栄養素の一覧を意味する;(2014年90号法律公告)

「肉」(meat)とは、

(a) 動物;又は

(b) 鳥

の肉、又は食用部分であり、人間の飲食のために用意されたものである。(1970年116号法律公告; 1985年222号法律公告)

「乳」(milk)とは、牛乳を意味し、クリームと脱脂乳を意味するが、粉ミルク、加糖練乳、還元牛乳、水牛乳、又は山羊乳を含まない;(1963年第32号第20条)

「乳飲料」(milk beverage)とは、食品添加物、又は他の成分の含有に関わらず、乳から取れる液状の乳脂またはその他の固形物を混合した飲料を意味する;(1977年217号法律公告)

ナイアシン(niacin)とは、

- (a) 乳児用調整粉乳において、ニコチンアミド及びニコチン酸を意味する;
- (b) フォローアップミルクにおいて、ニコチンアミドを意味する; (2014年90号法律公告)

栄養素 (nutrient)とは、

- (a) 食品に含有される物質を意味し、
 - (i) 以下のカテゴリーの1つに属す、又はそれを構成する物質である。
 - (A) たんぱく質;
 - (B) 炭水化物;
 - (C) 脂肪;
 - (D) 食物繊維;
 - (E) ビタミン;又は
 - (F) 鉱物、
 - (ii) 及び、以下の条件を満たすものである。
 - (A) その物質はエネルギーを提供する;
 - (B) その物質は、身体の成長、発達、及び通常機能に必要である;
 - (C) その物質の欠如は生化学的、又は生理学的変化を発生させる;
- (b) そして、付表1の第4部、及び付表6Aにおいて、ミオイノシトール、L-カルニチン、及びタウリンを含むものである(2014年90号法律公告)。

「栄養素比較強調表示」(nutrient comparative claim)とは、同様の他の食品、又は類似の食品のエネルギー量または栄養素を比較し、主張することである。

(2008年69号法律公告)

「栄養素成分含有強調表示」(nutrient content claim)とは、食品に含まれる栄養素の含有量を表示することである。

(2008年69号法律公告)

「栄養素機能強調表示」(nutrient function claims)とは、身体の成長、発展、及び通常の機能における栄養素の生理学的役割を表示することである。(2008年69号法律公告)

「栄養基準値」(nutrient reference value)とは、付表7に記載された基準値を意味する;(2008年69号法律公告)

「栄養強調表示」(nutrition claim)とは-

- (a) 以下の栄養特性を持つと食品に記載、提案、又はほのめかす表示を意味する;
 - (i) エネルギー値;
 - (ii) タンパク質、糖質、総脂肪、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、ナトリウム、及び砂糖の内訳;又は、
 - (iii) ビタミン及び鉱物の内訳;並びに

- (b) 栄養素成分含有強調表示、栄養素比較強調表示、栄養素機能強調表示を含むものである。(2008年69号法律公告)

「認証済み着色料」(permitted colouring matter) とは、食品着色料規則(補足立法H第132条)の付表1に含まれる着色料、又はそれら一種以上を混ぜたものである。

「包装食品」(prepackaged food)とは、完全又は部分的に包装された、以下のような食品を指す。

- (a) 包装を開けず、又は変えずに中の食品を変更できない;及び
- (b) その食品は、1つの食品として飲食施設、又は最終消費者へ提供されるようにできている (1985年222号法律公告)

乳幼児用の包装食品 (prepackaged food for infants and young children)とは、商品説明又は使用説明において、全年齢に適した食品との表示に関わらず、12か月以上36か月未満の乳幼児に与えられる包装食品を意味する。また、乳児用調整粉乳及びフォローアップミルクは含まないものとする。(2014年第90号法律公告)

「還元乳」(reconstituted milk)とは、乳成分(乳脂肪その他乳から抽出された固形物)を水に混ぜ乳に還元した食品であり、冷凍濃縮乳を解凍したものを含む。「乳に還元する」とは、上記を踏まえ、解釈されなければならない。(1967年第30号法律公告)

「販売」(sell)とは、商品を販売目的で、提供、展示又は所持することである。「販売する」(sale)及び「販売した」(sold)は、上記を踏まえ解釈されなければならない;(1985年第222号法律公告)

「砂糖」(sugar)とは、食品に含まれるあらゆる炭糖類及び二糖類を意味する;(2008年69号法律公告)

「柔らかくした肉」(tenderized meat)とは、タンパク質分解酵素により処理された肉、又はそのように処理された生きた動物又は鳥由来の肉を意味する;(1970年第116号法律公告)

「トランス脂肪酸」(trans fatty acids)とは、最低1つの非共役及びトランス二重結合を含む不飽和脂肪酸の合計を意味する;(2008年第69号法律公告)

「最終消費者 (ultimate consumer)とは、香港において以下の目的以外で購入する者を意味する;

- (a) 再販売
- (b) 飲食施設、又は
- (c) 製造業務 (1985年 第222号法律公告; 2008年第69号法律公告)

ビタミンA (vitamin A)とは、-

- (a) 付表6A第1(1)及び(3)項、及び付表1第4部において、レチノール当量(RE)又は国際単位(IU)によって算出された、すべてのトランスレチノール量である。(6 µgREは3.33IU相当)
- (b) その他の場合では、REによって算出された食品に含まれるベータカロチン、及びレチノールの合計量を意味する。(ベータカロチンの 6 µg は、1 µg RE相当); (2014年第90号法律公告)

ビタミンC (vitamin C)とは、-

- (a) 乳児用調整粉乳において、アスコルビン酸及びデヒドロアスコルビン酸を意味する;
- (b) フォローアップミルクにおいて、アスコルビン酸を意味する;(2014年第90号法律公告)

ビタミンE (vitamin E)とは、-

- (a) 乳児用調整粉乳において、アルファトコフェロール当量 (α TE) 又は国際単位 (IU) によって算出された、D- α コフェロールを意味する。(1 IU は 0.67 mg α TE相当)
- (b) フォローアップミルクにおいて、以下のように α TE 又は IU によって算出された α コフェロール化合物を意味する。
 - (i) (天然資源由来の α コフェロール化合物) 1 IU は 0.67 mg α TE相当; 又は
 - (ii) (合成された α コフェロール化合物) 1 IU は 0.45 mg α TE相当; (2014年第90号法律公告)

ビタミンK (vitamin K) とは、乳児用調整粉乳又はフォローアップミルクにおいて、ビタミンK1を意味する。

(2014年第90号法律公告)

(1A) 第(1)段落のフォローアップミルクの定義において言及された母乳又は乳児用調整粉乳の代替物とは、その代替物の代替物及び後続の代替物を含む。(2014年第90号法律公告)

(1B) 重複を避けるため、段落(1)の乳児用調整粉乳及びフォローアップミルク両定義に商品が当てはまる場合、フォローアップミルクではなく、乳児用調整粉乳として扱われるものとする。(2014年第90号法律公告)

(2) 本規制において、業務中に、販売目的食品を提供することを販売と見なし、購入者という用語はこのことを踏まえて解釈される。(1985年第222号法律公告)

(1985年第222号法律公告; 2008年第69号法律公告)

第	3条	成分規格	2014年第90号法律公告	2015年12月13日
---	----	------	---------------	-------------

(1) 段落(2)により、付表1に含まれる食品及び薬品は、付表1の成分規格に従わなければならない。(2014年第90号法律公告)

(2) 付表1Aに記載されている品目は、付表1第4部の規格にあてはまらない。(2014年第90号法律公告)

(1996年第80号法律公告)

第	4条	マーク及びラベル		1997年6月30
---	----	----------	--	-----------

付表2に記載されている食品及び薬品は、その付表に記載されているようマークし、ラベルを貼らなければならない。(1996年第80号法律公告)

第	4A条	包装食品のラベル	2014年第90号法律公告	2015年12月13日
---	-----	----------	---------------	-------------

(1) 第4、4B、及び4C条に影響を与えず、しかし段落(2)に従い、包装食品は、付表3に記載されているようにマークされ、ラベルを貼られなければならない。(2008年第69号法律公告; 2014年第90号法律公告)

(2) 付表4に記載されている品目は、その範囲内で、本規制の要件から免除される。

当局は官報で通知をし、付表4を変更することがある。(1985年第222号法律公告; 1996年第80号法律公告)

第	4B条	包装食品の栄養表示及び栄養強調表示	2014年第90号法律公告	2015年12月13日
---	-----	-------------------	---------------	-------------

(1) 第4、4B、及び4C条に影響を与えず、並びに第(2)、(6)、及び(7)段落に従い、包装食品は付表5第1部に沿った、エネルギー値及び栄養素をマーク又は表示しなければならない。(2014年第90号法律公告)

(2) 段落(3)及び(4)に従い、以下の品目は、段落(1)の要件から免除される

(a) 第1部に記載された品目;又は

(b) 付表6第2部において免除された品目

(3) 段落(1)は、以下のものに適用される。

(a) エネルギー値、又は栄養素がマーク又は表示された、規則付表6第1部の品目、又は

(b) 付表6第1部の品目の表示、又はその広告に栄養強調表示があるもの

(4) 以下の品目には段落(1)が適用する。

(a) 当局の指示に従わない表示、又は展示をした付表6第2部において免除された品目。又は

(5) 食品のラベル、又は広告で、栄養強調表示をした付表6第2部において免除された品目段落(6)及び(7)を条件とし、包装食品のラベルの栄養強調表示、又はその広告は付表5第2部に従わなければならない。(2014年90号法律公告)

(6) 本規制は、以下のものには適用されない。

(a)-(b) (無効 2014年第90号法律公告)

(c) 特別な用途で使用される食品。(2014年90号法律公告)

(7) 包装食品が乳児用調整粉乳、フォローアップミルク、又は乳幼児用の包装食品である場合、本規則は36か月以上の幼児、及び成人が対象の食品のみに適用される。この場合、段落(6)を侵害してはならない。(2014年第90号法律公告)

(2008年第69号法律公告)

第	4C条	乳児用調整粉乳、フォローアップミルク、及び乳幼児用包装食品の栄養表示	法律公告2014年第90号	2015年12月13日
---	-----	------------------------------------	---------------	-------------

注釈:

あらゆる乳幼児用調整粉乳を対象に、本規則は2015年12月13日から有効である(2014年第90号法律公告参照)

(1) 付表4、4A、及び4Bを侵害せずに段落(2)に従い、乳幼児用包装食品、乳幼児用調整粉乳、フォローアップミルクは付表6Aを順守し、エネルギー値、及び栄養成分をマーク、又は表示しなければならない。

(2) 付表6Bに記載されている品目は、段落(1)の必要条件から免除される。

(2014年第90号法律公告)

第	5条	違反及び罰則	法律公告2014年 第90号	2015年12月1 3日
---	----	--------	-------------------	-----------------

注釈:

あらゆる乳幼児用調整粉乳を対象に、本規則5(1AC)は2015年12月13日から有効である(2014年第90号法律公告参照)

* (1)規則3(2)により、付表1の成分規格を順守しない食品、又は薬品、及び付表2に記載されているような表示がない食品、又は薬品を販売、並びに販売目的で広告、及び製造をした者は、レベル5の罰金、及び6か月の禁固に処される。(1985年第222号法律公告; 1987年第330号法律公告; 1996年第80号法律公告; 1996年第177号法律公告; 2008年第69号法律公告; 2014年第90号法律公告)

(1AA) 以下の包装食品を販売、並びに販売目的で宣伝、及び製造した者は規則に違反し、レベル5の罰金、及び6ヶ月の禁固に処される。(2008年第69号法律公告)

- (a) 規則4A(1)、又は4B(1)に規定されているようなマーク、又は表示がない包装食品。又は
- (b) 規則4B(5)に従わない、あらゆる栄養強調表示がある包装食品。

(1AB) 以下の者は、規則に違反し、レベル5の罰金、及び6ヶ月の禁固に処される。(2008年第69号法律公告)

- (a) 包装食品を販売目的で宣伝し、
- (b) 規則4B(5)に従わない、あらゆる栄養強調表示を含む広告をした者。

#(1AC) 規則4C(1)を順守しないマーク、又は表示がある乳幼児用調整粉乳、フォローアップミルク、又は乳幼児用の包装食品を販売、及び販売目的で宣伝、又は製造した者は、6ヶ月の金庫及びレベル5の罰金を科せられる。(2014年90号法律公告)

(1A) 付表3により表示される「使用期限(use by)」よりも後の日付に食品を販売する者は、6レベル5の罰金、及び6ヶ月の禁固に処される。(1996年第80号法律公告; 1996年第177号法律公告)

(1B) 規則4、4A、4B、又は4Cによりマーク、又は表示された食品、又は薬品の表示を変更、削除、又は取り除いた者(製造及び包装に関わる者を除く)には、6ヶ月の禁固及びレベル5の罰金が科せられる。(1996年第80号法律公告; 1996年第177号法律公告; 2008年第69号法律公告; 2014年第90号法律公告)

(2) 宣伝に関わる第(1)、(1AA)又は(1AB)段落に対する違反の法的手続きに関し、被告人は以下のことを抗弁とすることができる:(2008年第69号法律公告)

- (a) 広告を出版する前又は出版の調整中に、被告人は規則4B(5)の栄養強調表示規制を確認するための合理的行動をした;又は
- (b) 広告を発行する、又は発行の調整を行う業務に携わる者で、業務の通常の過程において広告を引き受けた者。(2008年第69号法律公告)

(2A) 宣伝に関わる第(1AC)段落に対する違反の法的手続きに関し、被告人が広告発表又は発表手配を行うことを生業とする者であれば、当該広告発表の受理は通常の業務過程であることの証明を被告人の抗弁とすることができる。(2014年第90号法律公告)

(3) 規則4、4A(1)又は4B(1)を順守しないマーク、又は表示がある包装食品の販売に関わる第(1)及び(1AA)段落に対する違反の法的手続きに関し、被告人は食品を販売する前に、食品のマーク又は表示が規則に従うようにするための合理的行動をしたことを被告人の抗弁とすることができる。(1985年第222号法律公告; 1996年第80号法律公告; 2008年第69号法律公告; 2014年第90号法律公告)

(3A) 第(3)段落を侵害せずに、規則2(4E)の第3付表を順守しないマーク、又は表示がある包装食品の販売に関わる第(1)及び(1AA)段落に対する違反の法的手続きに関し、被告人は以下のことを抗弁とすることができる：(2008年69号法律公告)

- (a) 規則に関する食品の成分又は含有物について、被告人は輸入業者又は製造業者からの情報を合理的に及び誠実に信頼していた(2008年69号法律公告)
- (b) (i) 輸入業者又は製造業者そのような情報を入手するための最大可能な努力をしたが、そのような情報が入手不可能だった;及び
- (ii) 誠実に食品の表示を用意したが、規則に関する食品の成分又は含有物があることを知っていなかった。(2004年85号法律公告 及び 2004年139号法律公告)

(3B) 規則4C(1)を順守しないマーク、又は表示がある乳児用調整粉乳、フォローアップミルク又は乳幼児用の包装食品の販売に対する違反の法的手続きに関し、被告人は食品又は粉乳を販売する前に、食品又は粉乳のマーク又は表示が規則に従うようにするための合理的行動をしたことを被告人の抗弁とすることができる。(2014年90号法律公告)

- (4) 第(1B)段落に対する違反の法的手続きに関し、違法と主張された変更、除去又は削除のすべては、変更、除去又は削除を有効にする権力を持つ人物からの書面許可による物であり、有効にする過程に反対がなかったことを被告人の抗弁とすることができる。(1996年第80号法律公告)

備考:

- * この規則の実施は、2003年食品及び薬品(成分及び表示)規則第3条(2003年第226号法律公告)及び2004年食品及び薬品(成分及び表示)規則第6条(2004年第85号法律公告)の移行規則による影響を受ける物である。

2003年第226号法律公告第3条の文は、以下に再現された;

3 移行規則

この法律公告により改定された第2(6)段落の第3付表の適切な食品分類の食品添加物として指定されていないが、元の規則の第2(6)段落の第3付表の適切な食品分類の食品添加物として指定されていた食品添加物が含まれる食品に対して、2005年6月18日又はその以前に販売目的の宣伝、販売又は販売目的の製造を行うことは、食品及び薬品(成分及び表示)規則の第5(1)条(補足立法W第132条)(元の規則)の違反とはならない。

2004年第85号法律公告の文は、以下に再現された;

6 移行規則

この法律公告により改定された第2及び第4段落の付表3を順守しないマーク、又は表示があるが、元の第2及び第4段落の付表3を順守する表示がある包装食品に対して、2007年7月9日又はその以前に販売目的の宣伝、販売又は販売目的の製造を行うことは、食品及び薬品（成分及び表示）規則の第5(1)条（補足立法W第132条）（元の規則）の違反とはならない。（2004年第139号法律公告）

第	6条	原告の名義	1999年第320号法律公告	2000年1月1日
---	----	-------	----------------	-----------

起訴に関わる全ての規則と、起訴における律政司司長の権限を侵害しないかぎり、被告人は食物環境衛生署署長の名義で起訴される。（1997年第362号法律公告）

- (a) 薬品に対する違反であれば、被告人は衛生署署長の名義で起訴される。（1989年第76号法律公告）
- (b) 食品に対する違反であれば、被告人は食物環境衛生署署長の名義で起訴される。（1999年第78号第7条）
- (c) （1999年第78号第7条により無効）

（1967年第30号法律公告）

規則:	7	他の表示要件への遵守		1997年6月30日
-----	---	------------	--	------------

この規則のすべては、あらゆる者に食品表示に関する他の規則の遵守を免除するものと解釈することができない。

（1985年第222号法律公告）

表:	1		2014年第90号法律公告	2015年12月13日
----	---	--	---------------	-------------

[規則2、3、及び5、並びに付表1A及び2]（1996年第80号法律公告;2008年第69号法律公告;2014年第90号法律公告）

（本付表において、含有率とは、重量による含有率である）

第IA部

優良製造規範

本付表のために、「優良製造規範」（good manufacturing practice）は、以下の条件を全部満たしている製造規範である;

- (a) 食品に添加する食品添加物の量は、添加することで期待される効果のための最少必要量に上回らない。

- (b) 食品の製造過程、加工過程又は包装過程若しくはその材料で、食品の成分になるが、物理的若しくは技術的な効果の目的で使用されるではない食品添加物は、使用量を合理的に可能な限り減少されている。
- (c) 食品添加物は食品材料と同様な用意方と扱い方をされている。

(2004年第207号法律公告)

第I部

乳、乳製品、及び乳児用調整粉乳以外の食品及び薬品の成分

(2014年第90号法律公告)

1. 薬品及び材料及び薬品の成分は、英国薬局方又は英国薬局方注解に明示された基準に遵守しなければならない。
 2. マーガリンの定義について、バターの有無に関係せず、バターに類似する上、乳から製造されるバターでない物であればマーガリンである。乳類脂肪10%以下及び水分16%以下を含む酸敗でない物でなければならない。
 3. コーヒーは、コーヒーノキ種子及び他のコーヒー属植物の種子でなければならないが、異物が混入してはならない。
 4. ラードは、豚肉から精製された清潔な脂肪でなければならない。精製過程で不可避免的に混入する豚の脂肪以外の物質は、1%以上含んではならない。また、異物が混入してはならない。
 5. 酢は、中間蒸溜せずにアルコール発酵及び酢酸発酵のみで製造する液体でなければならない。酢は100立方センチごとに、酢酸4.0グラム以上含有してなければならない。また、カラメル以外の物質が混入してはならない。(法律公告2004年207号)
 6. 麦芽酢は第5段落の文に従う酢でなければならないが、穀物の添加に関係せず、大麦麦芽のみで製造及び澱粉が大麦麦芽のジアスターゼにより糖化されている物でなければならない。
- 本段落、又は第5段落は中国伝統な酢、「Chit Ts'o」(浙醋)、「Pak Ts'o」(白醋)又は「Hak Ts'o」(黒醋)として販売されている物に適用しない。(1975年第45号法律公告)
7. 蜂蜜は、スクロースを5%以上含有してはならない。
 8. ベーキングパウダーは、使用後に残留二酸化炭素は重量の1.5%以下及び有効二酸化炭素は最低重量の8%以上でなければならないが、残留及び有効二酸化炭素以下のように定義される:

(a) 残留二酸化炭素:

2グラムのベーキングパウダー標本は、25ミリリットルの水で処理し、湯煎で水分を全部蒸発し、更に25ミリリットルの水で同様に処理及び蒸発する。残留二酸化炭素の重量は、室温において、処理された標本を過剰な希薄硫酸で更に処理し、沸騰又は低圧により完全に発生した物の重量である。(法律公告2004年207号)

(b) 有効二酸化炭素:

有効二酸化炭素重量は、総二酸化炭素重量と残留二酸化炭素重量の差である。残留二酸化炭素は第(a)段落で記述されたように標本を処理することで取得する重量、総二酸化炭素は類似のベーキングパウダー標本を室温において過剰な希薄硫酸で処理し、5分以上の沸騰、又は低圧により完全に発生した物の重量である。

第II部

乳及び乳製品の成分

9. 乳及び還元乳の乳脂肪分は3.25%以上でなければならず、乳及び還元乳の乳脂以外の乳固形分は8.5%以上でなければならない。

9A. 乳飲料の乳脂肪分は0.1%以上でなければならない。(1977年第217号法律公告)

9B. 脱脂乳の乳脂肪分は0.3%以上でなければならず、脱脂分乳の乳脂以外の乳固形分は8.5%以上でなければならない。(1996年第80号法律公告)

9C. 半脱脂乳の乳脂肪分は1.5%以上1.8%未満でなければならず、半脱脂乳の乳脂以外の乳固形分は、8.5%以上でなければならない。(1996年第80号法律公告)

10. クリームは、乳の脂肪が多い部分を成分とする。その部分は、

(a) クロテッドクリームの場合、加熱、冷却及びすくい取りにより製造及び分離される;及び

(b) その他の場合、すくい取り又は他の方法で分離される。(1977年第217号法律公告)

11. (1) 第(2)段落から第(6)段落により、クリームとして説明されるもの、シングルクリーム、注ぎクリーム(pouring cream)、コーヒークリーム、フルーツクリーム、又は還元クリームとして表示されている物の乳脂肪分は18%以上でなければならない。

(2) 加熱殺菌済みクリームは、乳脂肪分23%以上でなければならない。

(3) ハーフクリーム及び加熱殺菌済みハーフクリームは、乳脂肪分12%以上でなければならない。

(4) ホイッピングクリーム及びホイップドクリームは、乳脂肪分35%以上でなければならない。

(5) ダブルクリーム及び濃厚クリーム(thick cream)は、乳脂肪分48%以上でなければならない。

(6) クロテッドクリームは、乳脂肪分55%以上でなければならない。(1977年第217号法律公告)

12. (1) 第(1A)、(1B)、(1C)、(1D)、(1E)、(3) 及び (6)段落により、クリームはこの付表の第3部第3節第2列で指定された食品添加物以外の物、又はこの付表の第3部第3節第3列で指定された含有率以上の物を含有してはならない。(2004年第207号法律公告)

(1A) 安定剤又は濃厚剤として、以下の物質をクリームに添加することができる:

(a) 成分は乳又乳清のみの上、乳タンパク質分35%以上の物;及び

(b) 粉乳

クリーム製品における以上の材料及び粉乳の含有量は、クリームのキログラムごとに、20グラム以下でなければならない。(2004年第207号法律公告)

(1B) ゼラチン及び澱粉は、優良製造規範により管理された量で、安定剤としてクリームに添加できる。(2004年第207号法律公告)

(1C) ホイップドクリーム及びエアゾール容器内のクリームは、包装ガス、高圧ガス又は推進剤として二酸化炭素、窒素又は亜酸化窒素を含有することができる。(2004年第207号法律公告)

(1D) 発酵クリームは、種培養の無害の微生物を含有することができる。(2004年第207号法律公告)

(1E) 発酵クリーム及び酸性クリームは、以下を含有することができる;

(a) 塩化ナトリウム;

(b) レンネット;又は

(c) 他の、人間の食用に安全な凝固酵素。(2004年第207号法律公告)

(2) (2005年第207号法律公告により廃除された)

(3) 製造業務のために製造業者に、又はケータリング業務のためにケータリング業者に、発送又は販売ホイップドクリーム及びエアゾール容器内のクリームは、糖分13%以下でなければならない。(2004年第207号法律公告)

(4)-(5) (2005年第207号法律公告により廃除された)

(6) クロテッドクリームは、ニシンを含有することができる。(1977年第217号法律公告)

13. 乳及びクリームの混合物、「ハーフ&ハーフ」として知られる商品は、乳脂肪分11.5%以上でなければならない。

13A. 調製又は還元された、「ハーフ&ハーフ」として知られる商品の成分は調製又は還元クリームであり、乳脂肪分11.5%以上でなければならない。

14. 加糖練乳は、水分の一部の蒸発により濃縮された乳であり、砂糖が添加され、乳固形分28%以上及び乳脂肪分8%以上でなければならない。外来性物質は砂糖、塩(塩化ナトリウム)及びこの付表第3部第1節第2列で指定した添加物のみで、その添加物は第3部第1節第3列で規定された含有率を超えてはならない。(2004年第85号法律公告)

15. 加糖脱脂練乳又は脱脂乳は、水分の一部の蒸発により濃縮された乳であり、砂糖が添加され、乳脂肪を含めた乳固形分24%以上でなければならない。外来性物質は砂糖、塩(塩化ナトリウム)及びこの付表第3部第1節第2列で指定した添加物のみで、その添加物は第3部第1節第3列で規定された含有率を超えてはならない。(1961年第48号法律公報;2004年第85号法律公告)

16. 無加糖練乳は、水分の一部の蒸発により濃縮された乳であり、加熱処理され、乳固形分25.5%以上及び乳脂肪分7.8%以上でなければならない。外来性物質は砂糖、塩(塩化ナトリウム)及びこの付表第3部第1節第2列で指定した添加物のみで、その添加物は第3部第1節第3列で規定された含有率を超えてはならない。(2004年第85号法律公告)

17. 無加糖脱脂練乳又は脱脂乳は、水分の一部の蒸発により濃縮された乳であり、加熱処理され、乳固形分20%以上及び乳脂肪分8%以上でなければならない。(1961年第48号法律公報)

18. バターは、乳又はクリームのチャーニングにより製造される、腐敗の匂いがない清潔な脂肪性物質でなければならない。乳脂肪分80%以上、水分16%以下、塩分(塩化ナトリウム)4%以下でなければならない。外来性脂肪を混在してはならない。外来性物質は塩(塩化ナトリウム)、許可着色剤及びこの付表第3部第1節第2列で指定した添加物のみで、その添加物は第3部第1節第3列で規定された含有率を超えてはならない。(2004年第85号法律公告)

19. チーズは、レンネット又は酸で凝固された固体又は半固体商品で、熟成酵素、調味料、塩(塩化ナトリウム)及び許可着色料の添加の有無を問わない。水分以外の部分は乳脂肪分30%以上でなければならず、外来性脂肪を混在してはならない。
20. クリームチーズは、乳及びクリームより製造されるチーズでなければならない。水分以外の部分は乳脂肪分60%以上でなければならない。
21. 全乳チーズは、乳より製造されるチーズでなければならない。水分以外の部分は乳脂肪分50%以上でなければならない。
22. 脱脂乳チーズは、一部の脂肪が除去された乳より製造されるチーズでなければならない。水分以外の部分は乳脂肪分10%以上でなければならない。
23. ギーは、乳(水牛乳を含む)より製造されていなければならず、その乳から抽出された物以外の脂肪を混在してはならない。
24. アイスcreamは、脂肪分5%以上、糖分10%以上、及び脂肪以外の乳固形分7 1/2%以上でなければならない。

但し、果物、果肉、又はフルーツピューレは上記の基準、又はアイスcreamの果物、果肉、又はフルーツピューレを含んだすべての部分の脂肪分、糖分、及び脂肪以外の乳固形分脂肪の合計は25%以上で、脂肪分7 1/2%以上、糖分10%以上、及び脂肪以外の乳固形分2%以上との基準を遵守しなければならない。

アイスcreamに関する上記の基準のために、「砂糖」(糖)は、スクロース、砂糖、又はでんぷんから抽出される他の固形甘味料として定義される。但し、アイスcreamのスクロースの含有率は7 1/2%以下でなければならない。

第III部

特定の乳製品における添加物

第1条

加糖練乳、加糖脱脂練乳、無加糖練乳の添加物

項目	添加物	最高含有率
固化剤		
1.	塩化カリウム	単独使用の場合、1キログラムあたり2グラム 複合使用の場合、1キログラムあたり3グラム
2.	塩化カルシウム	(無水物質としての重量で計算)
安定剤		
3.	クエン酸ナトリウム	単独使用の場合、1キログラムあたり2グラム
4.	クエン酸カリウム	複合使用の場合、1キログラムあたり3グラム
5.	クエン酸カルシウム	(無水物質としての重量で計算)

pH調整剤

- | | | |
|-----|----------|-----------------------|
| 6. | 炭酸カルシウム | 単独使用の場合、1キログラムあたり2グラム |
| 7. | リン酸ナトリウム | 複合使用の場合、1キログラムあたり3グラム |
| 8. | リン酸カリウム | (無水物質としての重量で計算) |
| 9. | リン酸カルシウム | |
| 10. | ニリン酸塩 | |
| 11. | 三リン酸塩 | |
| 12. | ポリリン酸 | |
| 13. | 炭酸ナトリウム | |
| 14. | 炭酸カリウム | |

濃厚剤

- | | | |
|-----|--------|-------------------|
| 15. | カラギーナン | 1キログラムあたり150ミリグラム |
|-----|--------|-------------------|

乳化剤

- | | | |
|-----|------|-----------|
| 16. | レシチン | 優良製造規範に限る |
|-----|------|-----------|

第2条 バターの添加物

項目	添加物	最高含有率
----	-----	-------

pH調整剤

- | | | |
|----|----------|---------------|
| 1. | リン酸ナトリウム | 1キログラムあたり2グラム |
| 2. | 炭酸ナトリウム | } 優良製造規範に限る |
| 3. | 重炭酸ナトリウム | |
| 4. | 水酸化ナトリウム | |
| 5. | 水酸化カルシウム | |

第3条 クリームの添加物

項目	添加物	最高含有率
安定剤		
1.	炭酸カルシウム	優良製造規範に限る
2.	乳酸ナトリウム	
3.	乳酸カリウム	
4.	乳酸カルシウム	
5.	クエン酸ナトリウム	
6.	クエン酸カリウム	
7.	リン酸カルシウム	
8.	硫酸カルシウム	
9.	リン酸ナトリウム	単独使用又は複合使用を問わず、 1キログラムあたり2グラム (五酸化リン(P ₂ O ₅)としての重量で計算)
10.	リン酸カリウム	
11.	リン酸カルシウム	
12.	ピロリン酸塩	
13.	三リン酸塩	
14.	ポリリン酸	
pH調整剤		
15.	炭酸ナトリウム	優良製造規範に限る
16.	炭酸カリウム	
17.	乳酸(L、D、及びDL-)	
18.	クエン酸	
濃厚剤及び乳化剤		
19.	レシチン	優良製造規範に限る
20.	アルギン酸	
21.	アルギン酸ナトリウム	
22.	アルギン酸カリウム	
23.	アルギン酸アンモニウム	
24.	アルギン酸カルシウム	
25.	寒天	
26.	カラギーナン、そのナトリウム塩、 カリウム塩及びアンモニウム塩	
27.	カロブبینガム	
28.	グアーガム	
29.	アラビアガム	
30.	キサントガム	
31.	ゲランガム	
32.	ポリオキシエチレン(20) ソルビタンモノラウレート	
33.	ポリオキシエチレン(20) ソルビタンモノオレート	
34.	ポリオキシエチレン(20) ソルビタンモノパルミテート	
35.	ポリオキシエチレン(20) ソルビタンモノステアレート	
36.	ポリオキシエチレン(20) ソルビタントリスステアレート	優良製造規範に限る
37.	ペクチン	
38.	セルロース	

- 39. メチルセルロース
- 40. ヒドロキシプロピルセルロース
- 41. ヒドロキシプロピルメチルセルロース
- 42. メチルエチルセルロース
- 43. カルボキシメチルセルロースナトリウム
- 44. モノグリセリド及びジグリセリドの脂肪酸エステル
- 45. 酢酸及び脂肪酸のグリセリンエステル
- 46. 乳酸及び脂肪酸のグリセリンエステル
- 47. クエン酸及び脂肪酸のグリセリンエステル
- 48. 塩化カリウム
- 49. 塩化カルシウム
- 50. リン酸化デンプン
- 51. トリメタリン酸ナトリウムでエステル化されたりたリン酸架橋デンプン;アセチル化リン酸架橋デンプン
- 52. 無水酢酸でエステル化された無水酢酸
- 53. アセチル化アジピン酸架橋デンプン
- 54. ヒドロキシプロピル化デンプン
- 55. ヒドロキシアルキルデンプン
- 56. アセチル化アジピン酸架橋デンプン

優良製造規範に限る

(2004年第207号法律公告)

第4部

幼児用の食品のエネルギー量及び栄養素量

第1節-エネルギー量

	100mlあたりの最低含有率(濃縮還元又は指示された調理法で準備した物)	100mlあたりの最高含有率(濃縮還元又は指示された調理法で準備した物)
エネルギー	60 kcal 又は 250 kJ	70 kcal 又は 295 kJ

第2節-栄養素量

項目	栄養物	最低含有率		最高含有率	
		100 kcalあたり	100 kJあたり	100 kcalあたり	100 kJあたり
	タンパク質				
1.	タンパク質(牛乳タンパク質由来の乳児用調整粉乳)	1.8 g	0.45 g	3.0 g	0.7g
2.	タンパク質(大豆タンパク質由来の乳児用調整粉乳)	2.25 g	0.5 g	3.0 g	0.7 g
	脂肪				
3.	総脂肪	4.4 g	1.05 g	6.0g	1.4 g
4.	リノール酸	300 mg	70mg	—	—
5.	αリノレン酸	50 mg	12 mg	—	—
	炭水化物				
6.	全炭水化物	9.0 g	2.2 g	14.0 g	3.3 g
	ビタミン				
7.	ビタミンA	60号 μg RE	14 μg RE	180号 μg RE	43 μg RE
8.	ビタミン D3	1 μg	0.25 μg	2.5 μg	0.6 μg
9.	ビタミン E	0.5 mg	0.12 mg	—	—
		α-TE	α-TE		
10.	ビタミン K	4 μg	1 μg	—	—
11.	チアミン	60 μg	14 μg	—	—
12.	リボフラビン	80 μg	19 μg	—	—
13.	ナイアシン	300 μg	70 μg	—	—
14.	ビタミン B6	35 μg	8.5 μg	—	—
15.	ビタミン B12	0.1 μg	0.025 μg	—	—
16.	パントテン酸	400 μg	96 μg	—	—
17.	葉酸	10 μg	2.5 μg	—	—
18.	ビタミン C	10 mg	2.5 mg	—	—
19.	ビオチン	1.5 μg	0.4 μg	—	—
	ミネラル				
20.	鉄	0.45 mg	0.1 mg	—	—

21.	カルシウム	50 mg	12 mg	—	—
22.	リン	25 mg	6 mg	—	—
23.	マグネシウム	5 mg	1.2 mg	—	—
24.	ナトリウム	20 mg	5 mg	60m	14 mg
25.	クロリド	50 mg	12 mg	160mg	38 mg
26.	ポタシウム	60 mg	14 mg	180mg	43 mg
27.	マンガン	1 μg	0.25 μg	—	—
28.	ヨウ素	10 μg	2.5 μg	—	—
29.	セレン	1 μg	0.24 μg	—	—
30.	銅	35 μg	8.5 μg	—	—
31.	亜鉛	0.5 mg	0.12 mg	—	—
	その他				
32.	コリン	7 mg	1.7 mg	—	—
33.	ミオイノシトール	4 mg	1 mg	—	—
34.	L-カルニチン	1.2 mg	0.3 mg	—	—
35.	タウリン（追加された場合）	—	—	12mg	3 mg

第3節—その他の要件

1. リノール酸及び α -リノレン酸の比率は、5:1以上15:1以下でなければならない。
2. カルシウム及びリンの比率は、1:1以上2:1以下でなければならない。
3. ラウリン酸及びミリスチン酸の合計含有率は、脂肪酸分の20%を超えてはならない。
4. トランス脂肪酸の含有率は、脂肪酸分の3%を超えてはならない。
5. エルカ酸の含有率は、脂肪酸分の1%を超えてはならない。
6. ビタミンEの成分に、 α -TE/g 多価不飽和脂肪酸 は0.5 mg以上でなければならない。脂肪酸の二重結合の数量に合わせて、以下の物は同等と考えられている—

- (a) 0.5 mg α -TE/g リノール酸 (18:2 n-6);
- (b) 0.75 mg α -TE/g α -リノール酸 (18:3 n-3);
- (c) 1.0 mg α -TE/g アラキドン酸 (20:4 n-6);
- (d) 1.25 mg α -TE/g イコサペンタエン酸 (20:5 n-3);
- (e) 1.5 mg α -TE/g ドコサヘキサエン酸 (22:6 n-3).

7. ドコサヘキサエン酸が (DHA) 添加されている場合—

- (a) アラキドン酸の含有量は、DHAの以下であってはならない;及び
- (b) イコサペンタエン酸の含有量は、DHAのを超えてはならない。

(2014年第90号法律公告)

(2004年第85号法律公告; 2004年第207号法律公告)

付表:	1A	付表1の第IV部から免除される品目	2014年90号法律公告	2015年12月13日
-----	----	-------------------	--------------	-------------

[規則3]

1. すべての医療目的の乳幼児用特殊粉乳幼児に、以下の表示がなければならない—

- (a) 「formula for special medical purposes」又は「特殊医用配方産品」(医療目的の特殊粉乳)、もしくは類似な記述を、商品名又は包装の目立つ及び他の情報から離れた場所に表示;
- (b) 「USE UNDER MEDICAL SUPERVISION」又は「在醫生指示下使用」(医者の管理下で使用)、もしくは類似な記述を、太字にし、目立つ及び他の情報から離れた場所に表示;
- (c) 「For the dietary management of (fill in the disease, disorder or medical condition for which the formula is intended to be used or known to be effective)」((粉乳が使われる又は有効な病気、不調、又は医学的状态を記入)のための食事管理)、もしくは類似な文で始まる記述を表示;及び
- (d) (記述にある病気、不調、又は医学的状态を持たない者により消費されることは、その者の健康に有害なおそれがある場合)有害なおそれに関する警告文及び説明文を太字にし、目立つ及び他の情報から離れた場所に表示。

(付表1Aは 2014年第90号法律公告で付け加えた)

付表:	2	食品及び薬品の表示及びラベル	2014年90号法律 公告	2015年12月1 3日
-----	---	----------------	------------------	-----------------

[規則4及び5]

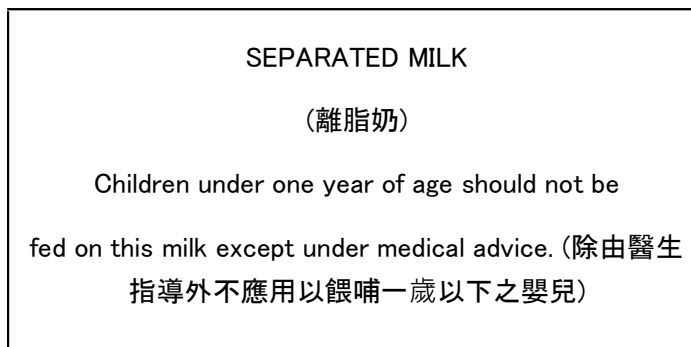
(1996年第80号法律公告;2008年第69号法律公告)

1. (法律公告1996年第80号法律公告により廃止)

2. 脱脂乳、部分脱脂乳、脱脂練乳、及び部分脱脂練乳。

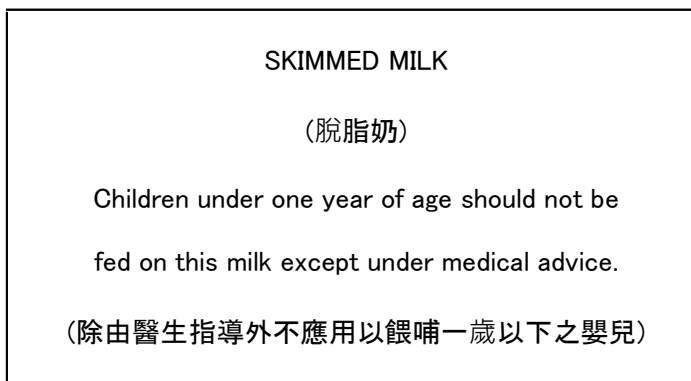
(1) 脱脂乳、部分脱脂乳、脱脂練乳、及び部分脱脂練乳の容器には、以下のラベルのうち該当する申告が印刷される物がなければならない。

(a) 離脂乳 (Separated milk) の場合-



(医者管理下の場合以外、1歳未満の子供にこの乳を与えてはならない。)

(b) 脱脂乳 (Skimmed milk) の場合-



(医者管理下の場合以外、1歳未満の子供にこの乳を与えてはならない。)

(c) 部分脱脂乳の場合-

PARTLY SKIMMED MILK
(部分脱脂奶)
Children under one year of age should not be
fed on this milk except under medical advice.
(除由醫生指導外不應用以餵哺一歲以下之嬰兒)

医者の管理下の場合以外、1歳未満の子供
にこの乳を与えてはならない。

(d) 脱脂練乳及び部分脱脂練乳の場合、以下の物のうち該当するもの-

脱脂粉乳
(脱脂煉奶)
Children under one year of age should not be
fed on this milk except under medical advice.
(除由醫生指導外不應用以餵哺一歲以下之嬰兒)

(医者の管理下の場合以外、1歳未満の子供
にこの乳を与えてはならない。)

加糖練乳の部分的脱脂粉乳

(部分脱脂煉奶)
Children under one year of age should not be
fed on this milk except under medical advice.
(除由醫生指導外不應用以餵哺一歲以下之嬰兒)

(医者の管理下の場合以外、1歳未満の子供
にこの乳を与えてはならない。)

但し、以下の宣言を条件とする;

- (i) 用語「EVAPORATED」(練)及び「(蒸發)」,又は用語「EVAPORATED」(練)及び「(淡)」は、それぞれ用語「EVAPORATED」(練)及び「(煉)」の代替として使うことができる;(1996年第80号法律公告)
 - (ii) 用語「MACHINE-SKIMMED」(機械で行われる脱脂)及び「(機械脱脂)」は、それぞれ用語「SKIMMED」(脱脂)及び「(脱脂)」の代替として使うことができる;
 - (iia) 用語「SEMI」(半)及び「(半)」は、それぞれ用語「PARTLY」(部分)及び「(部分)」の代わりである;(1996年第80号法律公告)
 - (iii) 乳に砂糖が添加されていない場合、用語「UNSWEETENED」(無加糖)及び「(未加糖)」は、乳の英語及び中国語の説明文の一部にすることができる;及び
 - (iv) 乳に砂糖が添加されている場合、用語「SWEETENED」(加糖)及び「(加糖)」は、乳の英語及び中国語の説明文の一部にする。
- (2) 第(1)段落で定められた申告は、以下のようでなければならない;
- (a) 英語及び中国語で、明確及び明瞭に表示されている;
 - (b) 明るい色の背景に暗い色のブロック体、又は暗い色の背景に淡い色のブロック体で印刷されている;
 - (c) 周囲は線で囲われている;
 - (d) 囲いの線には、第(1)段落で定められた記述のみが含まれている。
- (3) 第(1)段落で定められたラベルは、容器に確かに貼付、又は容器の一部にし、明確及び明瞭に読められるよう、容器の上面又は側面に配置しなければならない。
- (4) 定められた申告についての意見又は説明は、容器又はラベルに貼付しなければならない。

3. 還元乳及びクリーム

- (1) 第(2)段落の規則に従い、還元乳又は還元クリームが含まれる容器は、明確及び明瞭に読められる以下の表示がなければならない;
- (a) 用語「RECONSTITUTED MILK (再造奶)」(還元乳)又は「還元クリーム (再造忌廉)」(還元クリーム)は、場合に応じて、英語の大文字及び中国語が同じ大きさ及び目立ちであり、容器の他の文字の表示より目立つものとする;
 - (b) 英語、中国語又は英中両言語で、内容物を処理した者の名前及び住所を記載する;及び
 - (c) 英語、中国語又は英中両言語で、内容物の処理の熱処理の方式を記載する。(1996年第80号法律公告)
- (2) (a) 還元脱脂乳が含まれる容器は、当局による認可のラベルがなければならない。(1985年第222号法律公告)
- (b) 当局は、以下の条件を十分に満足しない限り、ラベルを認可してはならない;(1985年第222号法律公告)
- (i) 還元牛乳に関する、第(1)段落で定められた規則;及び
 - (ii) 還元牛乳に関する、第2項目で定められた規則。

3A. 低温殺菌クリーム及びUHT殺菌されたクリーム

(1) 第(2)段落に従い、低温殺菌クリーム及びUHT殺菌されたクリームが含まれる容器は、明確及び明瞭に読められる以下の表示がなければならない;

- (a) 英語の大文字の「PASTEURIZED」(低温殺菌)、及び中国語の「巴士德消毒」;
- (b) 英語の大文字の「ULTRA HEAT TREATED」(UHT殺菌された)、及び中国語の「超高温処理」;
- (c) 英語の大文字の「U.H.T」、及び中国語の「超高温処理」;

又はその段落の副段落における用語又は表現の一つ。

- (2) 第(1)段落は、クロテッドクリームが含まれる容器に適用しない。

(1996年第80号法律公告)

4. 乳

乳が含まれる容器は、明確及び明瞭に読められるである以下の表示がなければならない;

- (a) 英語、中国語又は英中両言語で、内容物を処理した者の名前及び住所を記載する;及び
- (b) 英語、中国語又は英中両言語で、内容物の処理の熱処理の方式を記載する。

(1996年第80号法律公告)

5. 乳及び還元牛乳を含む飲料

(1) 付表1第II部で定められた合成物基準に準ずる、乳又は還元牛乳が含まれる飲料が含まれる容器は、明確及び明瞭に読められるである以下の表示がなければならない;

- (a) 英語、中国語又は英中両言語で、内容物を処理した者の名前及び住所を記載する;
- (b) 英語、中国語又は英中両言語で、内容物の処理の熱処理の方式を記載する。(1996年第80号法律公告)

(2) 当局は、場合に応じて、第(1)(b)段落の要件を緩和、又は免じることができる。(1985年第222号法律公告)

6. 乳、クリーム、又は乳の類似品として説明されている飲料。以下が含まれる、すべての容器は:

- (a) 乳又は還元乳が含まれるが、付表1第II部で定められた合成物基準に準じない飲料; 又は(1996年第80号法律公告)
- (b) 飲料の販売のための名前、商標、又は商品の記述に、用語「milk」(乳)又は「cream」(クリーム)、もしくは中国語の「奶」又は「忌廉」、もしくは飲料に乳又はクリームが含まれることを暗示する文字が含まれる; 又は
- (c) 大豆のジュース又はココナッツジュース(全ココナッツにあるものを除く)、もしくは乳の色、味、外見、又は粘度のいずれかにおいて似ている他の飲料は、

主な成分の英語及び中国語の正確な記述を明瞭で目立つ場所に配置しなければならない。

6A. フォローアップミルク

フォローアップミルクが含まれる容器は、6ヶ月未満の年齢の者により消費されることに適するように表示してはならない。(2014年第90号法律公告)

7. 冷凍菓子

冷凍菓子が含まれる容器に、製造者の英語の名前及び住所を明確及び明瞭に表示しなければならない。

(1969年第163号法律公告)

8. (1985年第222号法律公告で廃除されました)

9. 軟化食肉

- (a) 軟化食肉が含まれる容器は、英語の大文字の「TENDERIZED MEAT」(軟化食肉)及び中国語の「加工製嫩肉類」を明確及び明瞭に表示しなければならない。
- (b) 軟化食肉が容器の中又は上にあるでない場合、ラベル又はタグには、英語の大文字の「TENDERIZED MEAT」(軟化食肉)及び中国語の「加工製嫩肉類」が表示される上、肉に貼付又は取付しなければならない。(1970年第116号法律公告)

10. 照射食品

照射食品が含まれる容器は、英語の大文字の「IRRADIATED」(照射済)又は「TREATED WITH IONIZING RADIATION」(放射線処理済)及び中国語の「輻照食品」を明確及び明瞭に表示しなければならない。

(1996年第80号法律公告)

(1967年第30号法律公告)

付表	3	包装食品の表示及びラベル	2008年第69号法律公告	2010年7月1日
----	---	--------------	---------------	-----------

[規制4A及び5、付表4及び5]

(1996年第80号法律公告; 2008年第69号法律公告)

1. 名称

- (1) 包装食品に、食品の名称を明瞭に表示しなければならない。(1996年第80号法律公告)
- (2) 食品の名称は、食品の性質に対して、虚偽又は誤解を招くような物であってはならない。(1996年第80号法律公告)
- (3) ブランド名、派手な名称又は商標は、購入者に食品の性質に関しての誤解を招くことがありえるような場合、該当な名称及び表示は用語「Brand」(ブランド)「牌子」、又は文字「TM」(商標)「商標」をすぐそこに表示しなければならない、場合に応じて、文字高さ3ミリメートル以上で明瞭に印刷しなければならない。
- (4) 規則が有効になる前に、法律公告の告知により当局が使用を禁止していない及び禁止する前に、慣習的な又は伝統的な名称を使用し続けることができる。
- (5) 指示の怠慢により、購買者の誤解がありえる場合:
 - (a) 食品が粉末、又は他の状態である;又は

- (b) 食品が乾燥、フリーズドライ、冷凍、濃縮、燻製、又は他の処理を受けた場合、その処理に関わる表示を食品名に含まれるか、添えなければならない。

2. 成分一覧

(1) 包装食品は、「ingredients」(成分)「配料」、「composition」(構成)「成分組合」、「contents」(内容物)「内含物質」、又は類似の言葉を含み、又はそれらを構成する適切な表題により見出しとなり、又はその前に表示され、成分一覧と共に明瞭に表示又は貼付されなければならない。(1996年第80号法律公告)

(2) 小区分(3)、(4)、(4A) 及び (4B)に従い、成分は(食品の容量の5%以下の場合、水以外のものとする)、食品が包装された時、使用の時に決定される重量及び容量の降順に一覧とならなければならない。(1996年第80号法律公告; 2008年第69号法律公告)

(3) 還元され、濃縮又は乾燥した食品を成分として使用される場合、成分の一覧の順序を決定するために使用される重量又は容量は、凝固又は乾燥前の成分量又は重量となる。

(4) 小区分(3)を侵害せずに、食料が凝固又は乾燥となり、水の追加により還元される場合、直接還元される場合、又は、用語「ingredients of the reconstituted product」(恢復水分産品の配料)「還元された商品の成分」、又は「ingredients of the ready to use product」(即食産品の配料)「商品使用のための準備の成分」、又は同様な効果への指示が含まれ、又はその前に表示される場合、食品の重量又は量の降順に記載されることができる。(2008年第69号法律公告)

(4A)小区分4(B)を侵害せずに、食品が混合果実、ナッツ、野菜、スパース、ハーブ、及び特別の果実、ナッツ、野菜、スパース、又はハーブが重量で大きく締めない場合、このような成分は以下の場合、重量の降順で記載される(2008年第69号法律公告)

- (a) 係る混同を完全に構成する食品の場合、成分一覧の見出しは、成分が一覧となっている順の性質を示す言葉、又は「in variable proportion」(多くの割合による)という言葉に伴い、又は含む;又は
- (b) 係る混合を含む食品の場合、成分名が表示される部分において「in variable proportion」(可変比例)「多くの割合による」

又は成分一覧の順番の性質が示されている他の言葉を伴うものとする。(1996年第80号法律公告)

(4B) 小区分 (4D)に従う、以下を特徴付ける食品; (2008年第69号法律公告)

- (a) 食品の準備において使用される時において決定される、食品の成分の実質量、又は食品の成分量の最低割合の一方の宣言をラベルが含まない限り、特別の成分の表示、食品のラベルは成分表示を特別に生じることではない。
- (b) 食品の準備において使用される時において決定される、食品の成分の実質量、又は食品の成分量の最大割合の一方の宣言をラベルが含まない限り、特別の成分の低含有量、食品のラベルは成分の低含有量を特別に生じることではない。(1996年第80号法律公告)

(4C) (a) 小区分(4B)により要求される宣言は、一方を表示しなければならない(2008年第69号法律公告)

- (i) 食品名の次;又は
- (ii) 問題となっている成分名に近い成分の一覧。

- (b) 小区分 (4B)を参照する食品における成分の実質量は、成分の実容量、又は内容のカウント数を参照して指示しなければならず、係る指示は第 7(2)項に準拠しなければならない。(1996年第80号法律公告; 2008年第69号法律公告)

(4D) 小区分 (4B)により (2008年第69号法律公告)

- (a) 特別の成分への食品名における参照は、成分の低含有量又は現状の特別の強調を構成してはならない;
- (b) 香りのみ、及び少量が使用されている食品のラベルにおける参照は、成分の低含有量又は現状の特別の強調を構成してはならない (1996年第80号法律公告; 2008年第69号法律公告)
- (c) 「ingredient」(配料)「成分」は、栄養物を含まない。(2008年第69号法律公告)

(4E) (a) 食品が以下の物質を含む、または構成する場合;

- (i) グルテンを含むシリアル食品 (つまり、小麦、ライ麦、大麦、オート、スペルト、それらの交雑系統及び商品);
- (ii) 甲殻類及び甲殻類商品;
- (iii) 卵及び卵商品;
- (iv) 魚及び魚商品;
- (v) ピーナッツ、大豆、及びそれらの商品;
- (vi) 乳及び乳製品 (乳糖を含む)
- (vii) ナッツ類及びナッツ商品;

物質の名前は、成分一覧に記載されていなければならない。

- (b)食品が100万ごとの10部分の濃度に亜硫酸塩を含む、または構成している場合、亜硫酸塩及びその名前の機能分類は、成分一覧に規定されていなければならない。(2004年第85号法律公告)

(5) 法令第58項により、権限が特別な場合を許可しない限り、商品成分を構成する添加物は(小区分(7)に規定されている添加物を除く)、

機能分類により記載されなければならない。及び (2004年第85号法律公告; 2008年第69号法律公告)

- (a) 特定の名前;又は
- (b) 食品添加物の国際番号付与体系の下での識別番号;又は
- (c) 接頭辞「E」又は「e」が付く食品添加物の国際番号付与体系の下での識別番号;又は (2004年第85号法律公告)

(6) 小区分(5)により、添加物の機能分類は;(2004年第85号法律公告; 2008年第69号法律公告)

酸 (酸味剤)

酸度測定器 (酸度調節剤)

固化防止剤 (抗結剤)

消泡剤 (消泡剤)

抗酸化剤(抗氧化劑)
充填剤(増體劑)(2004年第85号法律公告)
色素(色素)
保色剤(護色劑)(2004年第85号法律公告)
乳化剤(乳化劑)
乳化塩(乳化鹽)
安定剤(固化劑)(2004年第85号法律公告)
調味料(増味劑)(2004年第85号法律公告)
小麦粉処理剤(麵粉處理劑)(2004年第85号法律公告)
あわ立て剤(發泡劑)(2004年第85号法律公告)
ゲル化剤(膠凝劑)
つや出し剤(上光劑)
湿潤剤(水分保持劑)(2004年第85号法律公告)
防腐剤(防腐劑)
推進薬(推進劑)(2004年第85号法律公告)
起毛助剤(膨脹劑)
安定剤(穩定劑)
甘味料(甜味劑)(2003年第226号法律公告)
濃厚剤(増稠劑)

(2003年第226号法律公告; 2004年第85号法律公告)

(7) 以下の分類に当てはまり、食品の成分の1つを構成する添加物は、適切な分類タイトルにより記載されなければならない;

- (a) 味及び味付け(調味料及調味劑);
- (b) 加工デンプン(改性澱粉),

「味」という表現は、「自然」、「ネイチャーアイデンティカル」、「人口」、又は適切に応じてこれらの言葉の結合により許可される。(2004年85号法律公告)

(2003年第226号法律公告; 2004年第85号法律公告)

3. 免除された食品の成分の一覧

第2項の要件から免除となることに関わらず、包装食品に成分一覧が表示又は貼付されている場合、係る一覧は本規則付表の要求に完全に準拠しなければならない。

(2008年第69号法律公告)

4. 「賞味期限」又は「消費期限」日の成分は

- (1) 包装食品は、適切な耐久表示が、明瞭に表示又は貼付されなければならない、以下の通りである
 - (a) 段落 (b)、「賞味期限」(此日期前最佳) 日が適用されることを免除とする; 及び (2008年第69号法律公告)
 - (b) 微生物の観点から、包装食品が非常に腐敗しやすく、そのため、人間の健康に影響する短い期間の後である場合、
消費期限 (此日期或之前食用) 日。
- (2) 「賞味期限」(此日期前最佳) 日は、以下のように示されなければならない;
 - (a) 英語による「best before」(賞味期限) 及び中国語の「此日期前最佳」は、適切に保存されている場合、食品が合理的に特定の特性を維持することを予期できることを含み、その日までに続かなければならない; 及び
 - (b) 食品がその日まで特定の特性を維持する場合、監視される必要がある保存状況の文面。
- (3) 「消費期限」(此日期或之前食用) 日は、以下のように示されなければならない; (第27項2008年10)
 - (a) 英語による「use by」(消費期限) 及び中国語の「此日期或之前食用」は、適切に保存されている場合、適切に保存されている場合、使用に推奨されている食品を含み、その日までに続かなければならない; 及び

(b) 食品がその日まで品質特性を維持する場合、監視される必要がある保存状況の文面。

(4) 「best before」(賞味期限)(此日期前最佳)日は、アラビア数字又は英語、

中国語により表示されなければならない、小区分(7)に従い、1年、1ヵ月、1日の観点で表記されなければならない、以下を免除とする;(2004年第85号法律公告; 2008年第69号法律公告)

(a) 3ヶ月以内に特定の機能を保存することが合理的に可能な食品の場合、日付は1日及び1ヵ月の点から表現できる;

(b) 3ヶ月以上18ヶ月以内に特定の機能を保存することが合理的に可能な食品の場合、中国語の用語「底」により、すぐに続き、英語の「end」(終わり)により日付が続く場合、日付は1日及び1ヵ月の点から表現できる;

(c) 18ヶ月以上に特定の機能を保存することが合理的に可能な食品の場合、日付は1年及び1ヵ月の点から表現でき、それは

日付が中国語の用語「底」により、すぐに続き、英語の「end」(終わり)により

日付が続く場合である。(2004年第85号法律公告)

(5) 「use by」(消費期限)(此日期或之前食用)日は、アラビア数字又は英語、

中国語により表示されなければならない、小区分(7)に従い、1年、1ヵ月、1日又は1年、1ヵ月の観点で表記されなければならない。(2004年第85号法律公告; 2008年第69号法律公告)

(6) 「賞味期限」(此日期前最佳)日、又は「消費期限」(此日期或之前食用)日は、

日付に直ぐに続く用語から別々の食品のラベルに表示される。但し、日付が表示される場所への参照により用語が許可されることを免除とする。

(7) 「賞味期限」(此日期前最佳)日、又は「消費期限」(此日期或之前食用)日は、

アラビア数字により表示される;(第57項2008年10号)

(a) 日付は、英語で「DD」、「dd」、「D」、又は「d」という用語により表示されなければならない、「日」と中国語で表示される。

(b) 月は、英語で「MM」、「mm」、「M」、又は「m」という用語により表示されなければならない、「月」と中国語で表示される;及び

(c) 年は、英語で「YY」、「yy」、「Y」、又は「y」という用語により表示されなければならない、「年」と中国語で表示される。

及び、日、月、年はその順番で表示される。(2004年第85号法律公告)

(1996年第80号法律公告;第57項2008年10号)

5. 使用の保存及び指示に関する

特別の状態の一文

(1) 特別の状態が包装食品の保存を必要とする場合、そのような状況の一文は、商品に明瞭な表示、又は貼付されていなければならない。

(2) 特別の指示が、適切な使用が包装食品により実行するために必要な場合、そのような指示は食品に明瞭な表示、又は貼付されていなければならない。

(3) 本項の下食品に貼付され、又は表示された指示もしくは文面は、本規則付表の他の要件に可能なだけ準拠しなければならない。(2008年69号法律公告)

6. 製造業者又は包装業者の名前及び住所

(1) 小区分(2)又は(3)に従い、包装食品は完全な名前、又は商号、及び製造業者又は包装業者の登録、又は主たる住所の詳細、又は完全な住所を記す、明瞭な表示又はラベルがなければならない。(法律公告2008年69号)

(2) 小区分(1)は、以下の場合、包装食品に適用されないものとする;(2008年第69号法律公告)

(a) 以下が表示又は貼付されている;

(i) 生産国の指定

(ii) 香港のブランドの所有者、又は流通業者の名前;及び

(iii) 香港のブランドの所有者、又は流通業者の登録、又は主たる住所;

及び

(b) 生産国の食品の製造業者又は包装業者の完全な住所が、香港のブランドの所有者、又は流通業者により、当局に書面により通知されている。

(3) 小区分(1)は、以下の場合、包装食品に適用されないものとする;(2008年第69号法律公告)

(a) (i) その国の製造業者、又は包装業者を特定する表示コードがあり、生産国の指示がある表示又はラベル; 及び

(ii) 香港のブランド所有者、又は流通業者により、又は製造業者もしくは包装業者により、当局に書面により告知した者への、製造業者又は包装業者の表示コードの特定; 又は

食品が、政府の商品であることを示す方法において、表示又は貼付されている食品、及び生産国の政府により所有、運営、又は管理され、製造され包装される工場又は他の場所。カウント、重量、及び分量

(4) 包装食品は、食品の実容量又は実量により、又は内容の数字のカウントが明確に表示又は貼付されていなければならない。

(5) 実容量及び実量は、実行可能である限り、度量衡条例(第68条)、又は十進衡条例(第214条)の第1添付書類に規定されている国際単位系に従い、表示されなければならない。

7. 適切な言語

(1) 第4(2)、(3)、(4)、(5) 及び (7)の規定を免除とし、小区分(3)に従い、本規則付表を目的として包装食品の表示又はラベルは、英語又は中国語、もしくは両言語でなければならない。(1996年第80号法律公告; 2004年第85号法律公告; 2008年第69号法律公告)

(2) 英語及び中国語が包装食品のラベル又は表示に使用されている場合、食品名、及び合成物の一覧は超言語で表示されなければならないが、本規則付表の要件はこのような言語の1つと一致する必要がある。

(3) 当局が別段において特別な場合において必要としない限り、製造国の伝統又は国であり、他国で通常製造されていない場合、製造国の言語において、本規則付表に従う表示及びラベルとなる。

(1985年第222号法律公告)

規則付表:	4	規則付表3から免除された品目	2008年第69号法律公告	2010/01/07
-------	---	----------------	---------------	------------

[規則 4A]

(1996年第80号法律公告)

品目

品目が免除されている規則付表3の部分
第3及び4項を免除とする規則付表全体

応課税品条例(109条)第53項により、1.2%以上10%以下アルコール度数がある飲料
(2004年第85号法律公告; 2004年第139号法律公告)

すぐに消費されることを目的とした飲食店事前において包装された食品

第3項を免除とする規則付表全体

単品として販売され、魅力ある包装において個別に包装された菓子製品

付表全体

さらなる包装で閉じられておらず、単品として販売され、個別に包装された果実

付表全体

最大10 cm² 以下の容器に詰められた包装食品 (1985年第313号法律公告)

第2、5及び6項

新鮮な果物及び野菜

第2及び4項

炭素を含むことを示す説明、及び追加された二酸化炭素以外の成分がない、ソーダ水

第2項

1つの基礎製品から発酵したことにより抽出され、他の成分が追加されていない酢

第2及び4項

以下の物以外、成分が追加されていないチーズ、バター、発酵乳、及び発酵クリーム;

第2項

(i)品目の製造に必須である乳製品、酵素、微生物培養;又は

(ii)熟成したチーズの製造に必要な塩

1つの成分を含む食品

第2項

味付け

第2項

食塩

第4項

保存料以外の成分が追加されていない砂糖

第4項

チューインガム、及び類似商品(1996年第80号法律公告)
 ワイン、リキュールワイン、スパークリングワイン、芳香ワイン、フルーツワイン、ス
 パークリングフルーツワイン、及び応課税品条例(109条)第53項により、アルコール
 度数10%以上の飲料 (2004年第85号法律公告; 2004年第139号法律公告)

第4項
 第3項を免除とする規則付
 表全体

(1985年第222号法律公告; 1996年第80号法律公告; 2008年第69号法律公告)

規則付表:	5	栄養表示及び栄養強調	2008年第69号法 律公告	2010/01/07
-------	---	------------	-------------------	------------

[規則2及び4B
 並びに規則付表6]

第1章

栄養表示

1. 栄養物一覧

- (1) 包装食品は、以下に規定された栄養物の一覧と共に、明瞭に表示又は貼付されなければならない。
 - (a) 食品のエネルギー値
 - (b) 食品に含まれている以下の栄養物の内容;
 - (i) たんぱく質;
 - (ii) 糖質;
 - (iii) 総脂肪;
 - (iv) 飽和脂肪酸;
 - (v) トランス型不飽和脂肪酸;
 - (vi) ナトリウム;及び
 - (vii) 砂糖;及び
 - (c) 該当する場合、栄養機能表示が食料の広告、又はそのラベルから成り立っている食品に含まれる他の栄養物の内容。
- (2) 小区分(1)を侵害せずに、食品に含まれる栄養物の内容は、栄養物の一覧に記載できる。
- (3) 小区分(1)を侵害せずに、包装食品にラベル、又は食品に含まれる脂肪の種類に関して作られている広告、栄養機能表示、食品に含まれるコレステロールの内容も又は、栄養物の一覧に記載できる。
- (4) 小区分(1)(b)(ii) により;
 - (a) 糖質は「Carbohydrates」又は「碳水化合物」と栄養物の一覧に表示又は貼付できる

- (b) 包装食品に含まれる全炭水化物の内容は、糖質の内容の代替物における栄養物の一覧に記載できる。但し、食品に含まれる食物繊維の内容が、栄養物の一覧に記載できることを条件とする。

(5) 他の情報は、栄養物の一覧に記載できる。但し、係る情報が、食品の栄養価又は栄養に関して食品の虚偽又は誤解を招くような物がないことを条件とする。

2. エネルギー値の記載

- (1) 小区分(2)により、エネルギー値は栄養物の一覧に明記できる;

- (a) 食品100g又は100mlごとにキロカロリー(kcal);又は

- (b) 食品100g又は100mlごとにキロジュール(kJ);又は

- (2) エネルギー値は栄養物の一覧に明記できる;

- (a) 各包みごとにキロカロリー(kcal)又はキロジュール(kJ)に、包みは1つの盛り分けを含む;

- (b) 以下の場合、各盛り分けごとにキロカロリー(kcal)又はキロジュール(kJ)に、包みは1つの盛り分けを含む;

- (i) 1つの盛り分けがグラム(g)又はミリメートル(ml)の量であり、包みにおいてそうなるよう特定されている場合;及び

- (ii) 包みが1つの盛り分けを含むことを、パッケージに明記されている場合;

- (c) 以下の場合、各盛り分けごとにキロカロリー(kcal)又はキロジュール(kJ)に、包みが1つ以上の盛り分けを含む;

- (i) 1つの盛り分けがグラム(g)又はミリメートル(ml)の量であり、包みにおいてそうなるよう特定されている場合;及び

- (ii) 包みに含まれる盛り分けの数は、包みに規定される。

- (3) 小区分(1)及び(2)を侵害せずに、エネルギー値は、さらにエネルギー値の比率(パーセントとして)として明記できる;

- (a) 栄養物のエネルギーの参照値;及び

- (b) 国家及び国際健康機関により採用された、エネルギー値の参照。

3. 栄養物の内容の表記

(1) 小区分(2)に従い、栄養物の一覧に記載される、小区分 1(1)(b)、(c)及び (3)を参照とした栄養物の内容は、明記しなければならない;

- (a) 食品100g又は100mlごとにグラム(g);又は

- (b) 食品100g又は100mlごとにミリグラム(mg);又は

- (c) 食品100g又は100mlごとにマイクログラム(μg)

(2) 栄養物の一覧に記載される、小区分 1(1)(b)、(c)及び (3)を参照とした栄養物の内容は、明記できる;

- (a) 包みが1つの盛り分けを含む場合、包みごとにグラム(g)、ミリグラム(mg)、又はマイクログラム(μg);
- (b) 包みが1つの盛り分けを含む場合、包みごとにグラム(g)、ミリグラム(mg)、又はマイクログラム(μg)

以下の場合、このようになる;

- (i) 1つの盛り分けがグラム(g)又はミリメートル(ml)の量であり、包みにおいてそうなるよう特定されている場合;及び
 - (ii) 包みが1つの盛り分けを含むことを、包みに規定されている場合;
- (c) 包みが1つ以上の盛り分けを含む場合、包みごとにグラム(g)、ミリグラム(mg)、又はマイクログラム(μg)と、以下の場合、このようになる;
- (i) 1つの盛り分けがグラム(g)又はミリメートル(ml)の量であり、包みにおいてそうなるよう特定されている場合;及び
 - (ii) 包みに含まれる盛り分けの数は、包みに規定される。

(3) 小区分(1)及び(2)を侵害せずに、栄養物の内容は、さらにその栄養物の内容の比率(パーセントとして)として明記できる;

- (a) その栄養物の、栄養価の参照値;及び
- (b) 国家及び国際健康機関により採用された、その栄養値の参照値。

(4) 他の栄養物の内容が栄養物一覧にパーセントとして明記されている場合、その栄養物の内容は、小区分(3)に規定された方法で明記しなければならない。

4. 栄養物一覧の様式

- (1) 小区分(2)に従い、栄養物一覧は、パッケージの目立つ場所に、表の形式で表示されなければならない。
- (2) 栄養物一覧は、包みの比表面積合計が200 cm²以下の場合に、線形形式で表示できる。
- (3) この規則付表の目的により、包装食品の表示又はラベルは、以下の方式でなければならない;
 - (a) 英語;
 - (b) 中国語;又は
 - (c) 両言語

しかし、アラビア数字で記載できる。

(4) 規則付表3第8(2)項を侵害せずに、両言語が包装食品の表示又はラベルに使用されている場合、栄養物一覧は英語及び中国語とならなければならない。

(5) 当局が別段において特別な場合において必要としない限り、製造国の伝統又は国であり、他国で通常製造されていない場合、製造国の言語において、本規則付表に従う表示又はラベルとなる。

第2章 健康強調表示

5. 健康強調表示

このような規制を目的として、以下は健康強調表示を構成しない;

- (a) 規則付表3第2項により要求される成分一覧の栄養物の言及;
- (b) 規則付表3第2(4E)(a)に規定された栄養物の量的、又は質的な明言;
- (c) 法律により要求される、栄養物又はエネルギー値の量的、又は質的な明言;
- (d) 遺伝子組換え処理により、栄養価の変化に関する量的、又は質的な明言;
- (e) 包装食品の名前、ブランド名、又は商標の請求様式部分;及び
- (f) 包装食品に含まれる栄養物又はエネルギー値の質的な明言;
 - (i) 明記されること;
 - (A) 実際の量であること;又は
 - (B) 小区分2又は3に規定された方法による;及び
 - (ii) 食品に含まれる栄養物又はエネルギーの高含有、低含有、現在の量又は欠如の特別な強調がない。

6. 栄養物の強調表示

栄養物の強調表示は、以下の場合ではない限り、包装食品の広告、又は表示に記載されてはならない;

- (a) 強調表示は、規則付表8第2欄に記載されている食品のエネルギー又は栄養物に関して作成されている;
- (b) 強調表示は、栄養物のエネルギーに適用される規則付表9第3欄に記載された説明を使用する;及び
- (c) 食品は、以下に対して規則付表8第4欄に記載された、適用できる状況を満たしている;
 - (i) この規則付表第2欄に記載されたことに関する、栄養物の名前又は用語「エネルギー」;及び
 - (ii) この規則付表第3欄に記載された、関連する説明。

7. 栄養物の比較強調表示

- (1) 栄養物の比較強調表示は、以下の場合ではない限り、包装食品の広告、

又は表示に記載されてはならない;

- (a) 規則付表8第2欄に記載された栄養物のエネルギー値、又は含有水準を比較する;
 - (b) 同じ食品、又は類似の食品を比較する;
 - (c) 同じ量の食品を比較する;
 - (d) 小区分(2)に準拠する;及び
 - (e) 適用する場合、小区分(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)又は(9)に記載されている条件を満たす。
- (2) 以下の情報は、栄養物の比較強調表示に隣接するように表示されなければならない;
- (a) 比較される食品の説明;
 - (b) 明確に比較された食品の間の、栄養物の含有水準又はエネルギー値において異なる;
 - (i) 以下に規定された方法において、絶対値とする(適用する場合);
 - (A) 小区分2(1)又は(2);又は
 - (B) 小区分3(1)又は(2);又は
 - (ii) 割合又は割合とする。
- (3) エネルギー値が栄養物の比較強調表示において比較される場合;
- (a) 比較される食品の間の、エネルギー値において異なる相対的価値は、最低25%とする;及び
 - (b) 差異の相対的価値は、この規則付表第3欄におけるエネルギーに関する「低」含有量の説明に対する、規則付表8第4欄に記載されている最大量以下であってはならない。
- (4) 総脂肪又はナトリウムの含有量が栄養物の比較強調表示と比較されている場合;
- (a) 比較される食品の間の、栄養物において異なる相対的価値は、最低25%とする;及び
 - (b) 差異の相対的価値は、規則付表8第4欄に記載されている最大量以下であってはならない;
 - (i) 規則付表8第2欄に記載されたことに関する、栄養物の名前;及び
 - (ii) 規則付表8第3欄の栄養物に関して記載されている、「低」含有量の説明。
- (5) 飽和脂肪酸又はコレステロールの含有量が栄養物の比較強調表示と比較されている場合;
- (a) 比較される食品の間の、栄養物において異なる相対的価値は、最低25%とする;及び
 - (b) 差異の相対的価値は、規則付表8第4欄第 (a)(i) 又は (b)(i) 段落に記載されている最大量以下であってはならない;
 - (i) この規則付表第2欄に記載されたことに関する、栄養物の名前;及び
 - (ii) この規則付表第3欄の栄養物に関して記載されている、「低」含有量の説明。
- (6) トランス脂肪酸の含有量が栄養物の比較強調表示と比較されている場合;
- (a) 比較される食品の間の、トランス脂肪酸の容量において異なる相対的価値は、最低25%とする;及び
 - (b) 差異の相対的価値は、この規則付表第3欄におけるトランス脂肪酸に関する内容が「ない」ことの説明に対する、規則付表8第4欄第 (a)(i) 又は (b)(i) 段落に記載されている最大量以下であってはならない。

- (7) たんぱく質の含有量が栄養物の比較強調表示と比較されている場合;
- (a) 比較される食品の間の、たんぱく質の容量において異なる相対的価値は、最低25%とする;及び
 - (b) 異なる絶対値は、以下より少なくしてはならない;
 - (i) 固形物の場合、この規則付表第3欄におけるたんぱく質に関する「材料」の内容の説明に対する、規則付表8第4欄第(a)又は(c)段落に記載されている最大量である;
 - (ii) 液状の場合、この規則付表第3欄におけるたんぱく質に関する「材料」の内容の説明に対する、規則付表8第4欄第(a)又は(c)段落に記載されている最大量である;
- (8) 食物繊維の含有量が栄養物の比較強調表示と比較されている場合;
- (a) 比較される食品の間の、食物繊維の容量において異なる相対的価値は、最低25%とする;及び
 - (b) 差異の相対的価値は、この規則付表第3欄における食物繊維に関する「原料」の内容の説明に対する、規則付表8第4欄に記載されている
 最大量以下であってはならない。
- (9) 栄養物の参照値(ナトリウムを除く)があるビタミン又は鉱物の含有水準は、栄養物の比較強調表示と比較するものとする;
- (a) 比較される食品の間の、ビタミン又は鉱物の栄養物の参照値における栄養物において異なる相対的価値は、最低10%とする;及び
 - (b) 異なる絶対値は、以下より少なくしてはならない;
 - (i) 固形物の場合、この規則付表第3欄における栄養物の参照値(ナトリウムを除く)における、ビタミン又は鉱物に関する「材料」の内容の説明に対する、規則付表8第4欄第(a)又は(c)段落に記載されている最大量である;
 - (ii) 液状の場合、この規則付表第3欄における栄養物の参照値(ナトリウムを除く)における、ビタミン又は鉱物に関する「材料」の内容の説明に対する、規則付表8第4欄第(b)又は(c)段落に記載されている最大量である;

8. 栄養機能の強調表示

- (1) 栄養機能の強調表示は、以下の場合ではない限り、包装食品の広告、又は表示に記載されてはならない;
- (a) 小区分(2)に準拠する強調表示;及び
 - (b) 小区分(3)に従い、差異の相対的価値は、養規則付表8第4欄に関する養分含量は記載されている最低量以下であってはならない;
 - (i) この規則付表第2欄に記載されたことの、栄養物の名前;及び
 - (ii) この規則付表第3欄の栄養物に関して記載されている、「材料」の内容の説明。
- (2) 栄養機能の強調表示;
- (a) 以下ではない栄養物のために作成されてはならない;
 - (i) 栄養物の参照値;又は
 - (ii) 規則付表8第2欄に規定;

- (b) 科学的実証及び 科学的コンセンサスに基づいている;及び
 - (c) 関連する栄養物の生理学的役割に関する情報を含む。
- (3) 小区分(1)(b)は、栄養物に関する栄養機能の強調表示に適用せず、以下の通りとする;
- (a) 規則付表8第2欄に規定していない;
 - (b) 規則付表8第2欄に規定されているが、「材料」の内容の説明は規則付表第3欄の栄養分に記載されている。

(規則付表5であり、追加されている 2008年第69号法律公告)

規則付表:	6	規則付表5第1章から免除されている品目	2014年第2号法律公告	2014/10/04
-------	---	---------------------	--------------	------------

[規則 4B]

第1章

規制4B(2)(a)により、規則付表5第1章から免除されている品目

1. 応課税品条例(109条)第53項の アルコール度数 の定義により、1.2%以上の容量によるアルコール度数がある包装食品。
2. 通常すぐに消費されることを目的とした飲食店事前において販売された、準備された食品
3. 1つの品目として販売されることを意図した、魅力ある包装において個別に包装された菓子製品
4. さらなる包装で閉じられておらず、1つの品目として意図されている、個別に包装された保存加工をした果実
5. 最大100 cm² 以下の総面積がある、個所がある容器に詰められた包装食品

6. 果物又は野菜に関しては、新鮮、冷却、冷凍、又は乾燥であろうと以下の通りである;
 - (a) 他の成分がない容器に詰めている;及び
 - (b) 追加されている成分が他にはない。

7. 炭酸水;
 - (a) 二酸化炭素以外の成分が追加されていない;及び
 - (b) 単価したことを示す表示又はラベル

8. 炭酸水及びミネラルウォーター(ミネラルウォーターとして記載され、人工的に追加されている鉱物への水を含む)

9. 規則付表5第1(1)(b)項に参照される栄養物の内容を含み、あ又はエネルギー値がない包装食品。

10. 人間の消費に主に使用される肉、鉱物、淡水魚、又は水生生物の他の様式;
 - (a) 生の状態
 - (b) 他の成分がない容器に詰めている;及び
 - (c) 追加されている成分が他にはない。

11. 以下の分類された成分を含む、包装食品;
 - (a) 同じ施設において最終消費者に準備され売却される;
 - (b) 直ちに消費される目的で販売されていない;及び
 - (c) 人間の商品に適合する、精製の目的において調理過程に従うもの。

12. 分類された成分を含むスープのパック;
 - (a) 製造中の熱処理に従わない
 - (b) 直ちに消費される目的で販売されていない;及び
 - (c) スープの形式において、人間の商品に適合する、精製の目的において調理過程に従うもの。

13. 包装食品は、以下のように売却される;
 - (a) 内国歳入法(第112条)第88項により、税金を免除した公共性の信頼、又は公益財団による;及び
 - (b) 慈善行為を目的として開催されたイベント。

14. 包装食品;

- (a) 同じ施設において最終消費者に処理され売却される;又は
- (b) 最終消費者に食品が販売される施設に隣接、又はその付近の場所での処理。

及び、第(a)又は(b)段落において参照される施設外で販売のために提供されない。

15. 1つの品目として飲食施設に販売された、包装食品備考:
この章では;

準備 (製備) は、骨抜き、皮むき、製粉、切り取り、清掃、付加、味付け、又は準備を含むが、

以下の処理を含まない;

加工処(加工処理) は食品の

自然状態における大きな変化となる処理及び調理を含み、**処理** (加工処理) の定義における **準備** は、それぞれ解釈

されなければならない。

第2章

30000ユニットを超えない年間販売量を持つ包装食品は、
規則4B(2)(b)の下の規則付表5第1章を免除とする。

1. 規則付表5第1章からの免除

- (1) 小区分(2)の下作られる申請書により、香港における同様の食品の年間販売量が30000ユニットを超えないことに当局が満足する場合、当局は第3(1)に従い、規則付表5第1章の要件による包装食品に関して免除を付与するものとする。
- (2) 包装食品の製造業者又は輸入業者は、当局の決定により係る方法において、小区分(1)の下免除に関して、当局に申請できる。
- (3) 小区分(2)の下作成される申請書の承認により、以下は当局への申請書により支払われる;
 - (a) 申請書が、その目的のために当局により提供された他の通信システムにより、電子的に作成された場合 265ドル;又は
 - (b) 申請書が他の方法により作成された場合、345ドルである(法律公告2014年3号)
- (4) 当局は以下を行うことができる;
 - (a) 当局が適合すると見做す状況を課す;及び

- (b) 免除が適用される包装食品に関して、適時当局が課す状況に準拠するため、申請者は保証することを必要とされる。
- (5) 小区分(1)の下付与される免除は、以下の通りに有効とする;
- (a) (小区分の下、免除が付与されず、包装食品に関して適時効力がある場合) 1年間;
 - (b) (小区分の下、1つのみ免除が付与され、包装食品に関して適時効力がある場合) 他の免除の終了日まで;又は
 - (c) (小区分の下、2つ又はそれ以上免除が付与され、包装食品に関して適時効力がある場合) 係る免除の最初の終了日まで。

2. 免除の更新。

- (1) 小区分(2)の下作成される申請書をもって、当局が第3(2)項に従い、当局が以下に満足する場合、第1(1)項の下付与される例外を更新できる;
- (a) (第1(1)項の下免除が付与されず、前に準備された食品に関して適時効力がある場合)免除の有効期間内において、香港で包装食品の合計販売量が30000ユニットを超えない;
 - (b) (第1(1)項の下1つのみ免除が付与され、前に準備された食品に関して適時効力がある場合)免除の有効期間内において、香港で包装食品の合計販売量が30000ユニットを超えない;又は
 - (c) (第1(1)項の下、2つ又はそれ以上免除が付与され、前に準備された食品に関して適時効力がある場合)免除の有効期間内において、香港で包装食品の合計販売量が30000ユニットを超えない。
- (2) 免除の終了前に、免除が付与される人は、当局が決定する方法において、例外の更新に関して、当局に申請できる。
- (3) 小区分(2)の下作成される申請書の承認により、以下は当局への申請書により支払われる;
- (a) 申請書が、その目的のために当局により提供された他の通信システムにより、電子的に作成された場合 250ドル;又は
 - (b) 申請書が他の方法により作成された場合、335ドルである(2014年第3号法律公告)
- (4) 小区分(1)の下の更新は、以下のよう効果がある;
- (a) 免除終了に続く日;及び
 - (b) 当局により規定された期間以下、又は1年間。

3. 付与の拒否、更新の拒否、又は免除の取り消し

- (1) 当局は、以下の場合、小区分1(1)の下免除を付与することを拒否できる;
 - (a) 申請書に関する包装食品に関して、申請書が過去2年間以内に、小区分1(4)の下課された状況に準拠していない;又は
 - (b) 申請書に関連する包装食品の年間販売量が、香港において過去2年間に30000ユニットを超えていない。
- (2) 申請書に関する包装食品に関して、申請書が過去2年間以内に、小区分1(4)の下課された状況に準拠していない場合、当局は小区分2(1)の下免除の更新を拒否できる。
- (3) 当局は、以下の場合、小区分2(1)の下更新され、又は小区分1(1)の下付与された免除を無効にすることができる(免除);
 - (a) 免除が付与される(被譲与者)輸入業者又は製造業者が、小区分1(4)に課された条件に準拠しない;又は
 - (b) 免除が適用する包装食品の年間販売量が、香港において30000ユニットを超えていない。
- (4) 当局が以下を行わない限り、当局が免除を無効とすることはできない;
 - (a) 書面による告知を被譲与者に告知する;
 - (i) 免除を無効とする意図;及び
 - (ii) 当局が免除を無効とする提案の根拠;
 - (b) 告知において、特定期間内に書面により、当局に表明することを被譲与者に許可する;及び
 - (c) 被譲与者により作成されることがある場合、表明を考慮する。
- (5) 当局が免除を無効とした場合、当局は実行可能なだけ早く、書面で被譲与者に告知し、書面において以下を明確にする;
 - (a) 無効の根拠;及び
 - (b) 無効が発効する日付
- (6) 無効は、免除を無効とする決定がなされた日から30日が終了した日に発効する。

(規則付表6であり、追加されている 2008年第69号法律公告)

(様式の変更—E.R.2014年2号)

規則付表:	6A章	幼児製剤の栄養ラベル、幼児及び小さい子供への包装食品とフォローアップ・フォーミュラ	2014年第90号法律公告	2015年12月13日
-------	-----	---	---------------	-------------

[規則2及び4C、並びに規則付表6B

1. 栄養物一覧

- (1) 幼児製剤は、以下に規定された栄養物の一覧と共に、明瞭に表示又は貼付されなければならない—
 - (a) 調合法のエネルギー値;及び
 - (b) 調合法に含まれている以下の栄養物の内容—

- (i) たんぱく質;
- (ii) 総脂肪;
- (iii) 全炭水化物;
- (iv) ビタミンA;
- (v) ビタミン D3;
- (vi) ビタミン E;
- (vii) ビタミン K;
- (viii) チアミン;
- (ix) リボフラビン;
- (x) ナイアシン;
- (xi) ビタミン B6;
- (xii) ビタミン B12;
- (xiii) パントテン酸;
- (xiv) 葉酸;
- (xv) ビタミン C;
- (xvi) ビオチン;
- (xvii) 鉄分;
- (xviii) カルシウム;
- (xix) 亜リン酸;
- (xx) リン;
- (xxi) ナトリウム;
- (xxii) 塩化物;
- (xxiii) カリウム;
- (xxiv) マンガン;
- (xxv) ヨウ素;
- (xxvi) セレン;
- (xxvii) 銅;
- (xxviii) 亜鉛;及び
- (xxix) コリン;

- (2) 幼児製剤の フッ化物の内容（使用のために提供され、指示に従い使用又は還元される様式）は、100kcalごとに100 μg を超え、又は100kJごとに24 μg を超える場合、調合法は、以下の一文と表示又は貼付されなければならない—
- (a) 歯のフッ素症を引き起こす可能性のある調合法の消費を示す;及び
 - (b) 歯のフッ素症の危険性が開業医、又は医療従事者と話し合うべきであることを推奨。
- (3) フォローアップ・フォーミュラは、以下に規定された栄養物の一覧と共に、明瞭に表示又は貼付されなければならない—
- (a) 調合法のエネルギー値;及び
 - (b) 調合法に含まれている以下の栄養物の内容—
 - (i) たんぱく質;
 - (ii) 総脂肪;
 - (iii) 糖質;
 - (iv) ビタミンA;
 - (v) ビタミン D;
 - (vi) ビタミン E;
 - (vii) ビタミン K;
 - (viii) チアミン;
 - (ix) リボフラビン;
 - (x) ナイアシン;
 - (xi) ビタミン B6;
 - (xii) ビタミン B12;
 - (xiii) パントテン酸;
 - (xiv) 葉酸;
 - (xv) ビタミン C;
 - (xvi) ビオチン;
 - (xvii) 鉄分;
 - (xviii) カルシウム;
 - (xix) 亜リン酸;
 - (xx) リン;
 - (xxi) ナトリウム;
 - (xxii) 塩化物;

- (xxiii) カリウム;
- (xxiv) ヨウ素;及び
- (xxv) 亜鉛。

(4) 幼児及び小さい子供への包装食品のは、以下に規定された栄養物の一覧と共に、明瞭に表示又は貼付されなければならない—

- (a) 食品のエネルギー値;及び
- (b) 食品に含まれている以下の栄養物の内容—
 - (i) たんぱく質;
 - (ii) 総脂肪;
 - (iii) 糖質;
 - (iv) ナトリウム;
 - (v) ビタミンA(追加されている場合);及び
 - (vi) ビタミンD(追加されている場合)

(5) 小区分(1)、(3)、及び(4)を侵害せずに、幼児製剤、フォローアップ・フォーミュラ、又は幼児製剤に又は小さい子供への包装食品に含まれる栄養物の内容は、栄養物一覧に記載できる。

(6) 小区分(3)(b)(iii)及び(4)(b)(iii)に関して—

- (a) 糖質は「炭水化物」又は「碳水化合物」として栄養物一覧に表示又は貼付できる。
- (b) もし食物繊維の内容が、栄養物の一覧に記載できる場合、全炭水化物の内容は、糖質の内容の代替物における栄養物の一覧に記載できる。

(7) 但し、係る情報が、幼児製剤、フォローアップ・フォーミュラ、又は幼児又は小さい子供への包装食品の栄養価又は栄養に関して食品の虚偽、誤解を招き、又は偽装ではない場合、他の情報は、栄養物の一覧に記載できる。

2. エネルギー値の記載

- (1) 幼児製剤の栄養物一覧に記載されるエネルギー値は、調合法(販売のために準備してある方式)100gごとに、キロカロリー(kcal)、キロジュール(kJ)、又は両方—
 - (a) を記載しなければならない;又は

- (b) 調合法(使用に関する指示に関して、還元、又は使用される方法、又は販売の準備ができている様式) 100mlごと。
- (2) フォローアップ・フォーミュラ、又は幼児又は小さい子供への包装食品の栄養物一覧に記載されるエネルギー値は、調合法又は食品(販売のために準備してある方式) 100gごとに、キロカロリー (kcal)、キロジュール (kJ)、又は両方—
- (a) を記載しなければならない;
 - (b) 調合法又は食品(使用に関する指示に関して、還元、又は使用される方法、又は販売の準備ができている様式) 100mlごと;又は
 - (c) グラム(g)又はミリメートル(ml)として規制されている、提案されている盛り分け。

3. 栄養物の内容の表記

- (1) 幼児製剤に関する栄養分に記載される本規則付表第1(1)(b)項を参照する栄養分は、グラム(g)、又は(他の栄養物における)
- 適切なユニットにおいて明記されなければならない(たんぱく質については、総脂肪又は全炭水化物)
- (a) を記載しなければならない;又は
 - (b) 調合法(使用に関する指示に関して、還元、又は使用される方法、又は販売の準備ができている様式) 100mlごと。
- (2) フォローアップ・フォーミュラ、又は幼児又は小さい子供への包装食品に関する栄養物一覧に記載される本規則付表第1(3)(b)又は(4)(b)項を参照する栄養分は、グラム(g)、又は(他の栄養物における)
- 適切なユニットにおいて明記されなければならない(たんぱく質については、総脂肪又は全炭水化物)
- (a) を記載しなければならない;
 - (b) 調合法又は食品(使用に関する指示に関して、還元、又は使用される方法、又は販売の準備ができている様式) 100mlごと;又は
 - (c) グラム(g)又はミリメートル(ml)として規制されている、提案されている盛り分け。
- (3) 小区分(1)及び(2)を侵害せずに、幼児製剤又はフォローアップ・フォーミュラに関する栄養分に記載される本規則付表第1(1)(b)又は(3)(b)項を参照する栄養分は、グラム(g)又は
- 適切なユニットにおいて(たんぱく質については、総脂肪又は全炭水化物)
- (a) 調合法100kcalごと;又は
 - (b) 調合法100 kJごとに記載できる。

4. 栄養物一覧の様式

- (1) 幼児製剤、フォローアップ・フォーミュラ、又は幼児又は小さい子供への包装食品に関する栄養物一覧は、適切な見出しと共に包みの目立つ場所に、表の形式で提示しなければならない。
- (2) 幼児又は小さい子供への包装食品に関する栄養物一覧は、包みの比表面積合計が200 cm²以下の場合、線形形式で表示できる。
- (3) この規則付表の目的により、表示又はラベルは、以下の方式-でなければならない;
 - (a) 英語;
 - (b) 中国語;又は
 - (c) 両言語。
- (4) しかし、アラビア数字は記載できる。
- (5) 両言語が幼児製剤、フォローアップ・フォーミュラ、又は幼児又は小さい子供への包装食品に使用される場合、栄養分に英語及び中国語両方で記載しなければならない。

(規則付表6Aであり、追加されている 2014年第90号法律公告)

規則付表:	6B章	規則付表6Aから免除された品目	2014年第90号法律公告	2015年12月13日
-------	-----	-----------------	---------------	-------------

[規則 4C]

1. 幼児、及び小さい子供への特別医療目的の調合法であり、表示又は貼付されている-
 - (a) という用語「特別医療目的の調合法」又は「特殊医用配方産品」、もしくは他の用語の類似の意味、調合法の名において、又は包装の明白な場所において、包装の情報に接近していないものである;
 - (b) 用語「医学的監視の下での使用」又は「在醫生指示下使用」、もしくは他の用語の類似の意味において、太字、及び包装の明白な場所において、包装の情報に接近していないものである;
 - (c) このように始まる一文「食事管理（病気、疾患、又は病状を明記し、それは効果があると知られ、又は使用される意図がある調合法のためである）」、又は他の用語の類似の意味を表示する;及び

(d) (一文において明記されている病気、疾患、又は病状を持たない者により消費された場合、調合法は健康被害がある場合)太字による警告文及び被害、及び包装の明白な場所において、包装の情報に接近していないものである。

2. 最大250 cm² 以下の総面積がある、容器に詰められた幼児製剤又はフォローアップ・フォーミュラ。
3. 幼児又は小さい子供への包装食品であり、100 cm²以下の総面積を持つ容器にある。

(規則付表6Bであり、追加されている 2014年第90号法律公告)

規則付表:	7	栄養ラベルの目的として、異なる栄養分に関する栄養基準値。	2008年第69号法律公告	2010/01/07
-------	---	------------------------------	---------------	------------

[規則2]

品目 エネルギー/栄養物 栄養基準値

(規則付表7であり、追加されている 2008年第69号法律公告)

1.	エネルギー (kcal)	2000
	(kJ)	8400
2.	たんぱく質 (g)	60
3.	総脂肪 (g)	60
4.	食物繊維 (g)	25
5.	飽和脂肪酸 (g)	20
6.	コレステロール (mg)	300
7.	全炭水化物 (g)	300
8.	カルシウム (mg)	800
9.	亜リン酸 (mg)	700
10.	カリウム (mg)	2000
11.	ナトリウム (mg)	2000
12.	鉄分 (mg)	15
13.	亜鉛 (mg)	15
14.	銅 (mg)	1.5
15.	ヨウ素 μg	150
16.	セレンウム μg	50
17.	リン (mg)	300
18.	マンガン (mg)	3
19.	クロム μg	50
20.	モリブデン (μg)	40
21.	フッ化物 (mg)	1
22.	ビタミン A (μg RE)	800
23.	ビタミン C (mg)	100
24.	ビタミン D (μg RE)	5
25.	ビタミン E (mg α -TE)	14
26.	ビタミン K (μg RE)	80
27.	ビタミン B1 (mg)	1.4
28.	ビタミン B2 (mg)	1.4
29.	ビタミン B6 (mg)	1.4
30.	ビタミン B12 (μg RE)	2.4
31.	ナイアシン (mg)	14
32.	葉酸 (μg DFE)	400
33.	パントテン酸 (mg)	5
34.	ビオチン (μg)	30
35.	コリン (mg)	450

規則付表:	8	栄養成分含有強調表示の条件	2008年第69号法律公告	2010/01/07
-------	---	---------------	---------------	------------

品目	エネルギー/栄養物	品目の説明	条件
1.	エネルギー	(1)「低」という用語又は「低」、「少」又は「少」、「低原料」又は「提供少合計」又は「含量低」もしくは類似の意味、記号の言葉	(a) 食品は固形物であり、40以下の品目を含む食品100 g エネルギー毎kcal (170 kJ)又は (b) 食品は液状食品であり、食品100mlごとのエネルギー20kcal (80kJ)を含まない。
		(2) 用語「無料」、又は「不含」、「ゼロ」、又は「零」、「なし」又は「無」、「なしに」又は「沒有」、もしくは類似の意味や記号の言葉	食品は液状食品であり、食品100mlごとにエネルギー 4 kcal (17 kJ)を含まず、
2.	たんぱく質	(1)「低」という用語又は「低」、もしくは「少」、「低原料」又は「提供少量」、もしくは「少量を含む」又は「含量低」、類似の意味の意味や記号の言葉	(a) 食品は固形食品であり、食品100mlごとに総脂肪3 gを含まない。 又は (b) 食品は液状食品であり、食料100mlごとに総脂肪1.5 g以上含まない。
		(2) 用語「無料」、又は「不含」、「ゼロ」、又は「零」、「なし」又は「無」、「なしに」又は「沒有」、もしくは類似の意味の意味や記号の言葉	(a) 食品は固形食品であり、食品100mlごとに総脂肪0.5 gを含まない。又は (b)食品は液状食品であり、食料100mlごとに総脂肪0.5 g以上含まない。
3.	飽和脂肪酸	(1)「低」という用語又は「低」、「少」又は「少」、「低原料」又は「提供少量」、もしくは「少量を含む」又は「含量低」、もしくは類似の意味の意味や記号の言葉	(a) 食品は液状食品であり、 (i)食品100gごとと結合されるトランス脂肪酸及び飽和脂肪酸1.5g未満;及び (ii)エネルギー10%未満を構成する合計である、飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸又は (b) 食品は液状食品であり、 (i)食品100mlごとと結合されるトランス脂肪酸及び飽和脂肪酸0.75g未満;及び (II) エネルギー10%未満を構成する合計である飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸
		(2)用語「無料」、又は「不含」、「ゼロ」、又は「零」、「なし」又は「無」、「なしに」又は「沒有」、もしくは類似の意味の意味や記号	(a)食品は固形食品であり、食品100gごとに連結するトランス脂肪酸、及び飽和脂肪酸0.1g以上含んではならない。又は (b)食品は液状食品であり、食品100mlごとに連結するトランス脂肪酸、及び飽和脂肪

		の言葉	酸0.1g以上含んではならない。
4.	コレステロール	(1)「低」という用語又は「低」、「少」もしくは「低原料」又は「少量を含む」又は「含量低」、もしくは、類似の意味の意味や記号の言葉	(a)食品は固形食品であり以下を含む; (i)食品100gごとにコレステロール0.02g以下 (ii)食品100gごとと結合されるトランス脂肪酸及び飽和脂肪酸1.5g未満;及び (iii)エネルギー10%未満を構成する合計である、飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸又は (b)食品は液状食品であり、 (i)食品100gごとにコレステロール0.01 g未満を含む; (ii)飽和脂肪0.75 g未満及びトランス脂肪酸食品100mlごとに結合; 及び (iii)エネルギー10%未満を構成する合計である、飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸
		(2) 用語「無料」、又は「不含」、「ゼロ」、又は「零」、「なし」又は「無」「なしに」又は「沒有」、もしくは類似の意味の意味や記号の言葉	(a)食品は液状食品であり、 (i)食品100gごとにコレステロール0.005g未満; (ii)食品100gごとと結合されるトランス脂肪酸及び飽和脂肪酸1.5g未満;及び (iii)エネルギー10%未満を構成する合計である、飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸又は (b)食品は液状食品であり、 (i)食品100gごとにコレステロール0.005 g未満を含む; (ii)食品100mlごとと結合されるトランス脂肪酸及び飽和脂肪酸0.75 g未満;及び (iii)飽和脂肪酸及び エネルギー10%未満を構成する合計である、トランス脂肪酸
5.	飽和脂肪酸	用語「無料」、又は「不含」、「ゼロ」又は「零」、「なし」又は「無」、もしくは「なしに」又は「沒有」、もしくは類似の意味の意味や記号の言葉	(a) 食品は液状食品であり、 (i)食品100gごとにトランス脂肪酸0.3 g未満; (ii)食品100gごとと結合されるトランス脂肪酸及び飽和脂肪酸1.5g未満;及び (iii)飽和脂肪酸及び エネルギー10%未満を構成する合計である、トランス脂肪酸又は (b)食品は液状食品であり、 (i)食品100mlごとにトランス脂肪酸0.3 g未満; (ii)飽和脂肪0.75 g未満及び 食品100mlごとと結合されるトランス脂肪酸;及び (iii)飽和脂肪酸及びエネルギー10%未満を構成する合計である、トランス脂肪酸

6.	砂糖	(1)「低」という用語又は「低」、「少」又は「少」、「低原料」又は「提供少量」もしくは「少量を含む」又は「含量低」もしくは類似の意味の意味や記号の言葉	(a) 食品は固形食品であり、食品100mlごとに砂糖5gを含まない。又は (b) 食品は液状食品であり、食料100mlごとに砂糖5g以上含まない。
		(2) 用語「無料」、又は「不含」、「ゼロ」、又は「零」、「なし」又は「無」「なしに」又は「沒有」、もしくは類似の意味の意味や記号の言葉	(a) 食品は固形食品であり、食品100nごとに砂糖0.5 gを含まない。又は (b) 食品は液状食品であり、食料100nごとに砂糖0.5 g以上含まない。 食品は(固形であろうと液状であろうと)、食品100mlごとに砂糖0.12 g以上を含まない。
7.	ナトリウム	(1)「低」という用語又は「低」、もしくは「少」、もしくは「少」、「低原料」又は「提供少量」、もしくは「少量を含む」又は「含量低」、もしくは類似の意味の意味や記号の言葉	食品は(固形であろうと液状であろうと)、食品100mlごとに砂糖0.12 g以上を含まない。
		(2)「非常に少ない」という用語、又は「很低」、「極端にすくない」又は「超低」又は「沒有」、もしくは類似の意味の意味や記号の言葉	食品は(固形であろうと液状であろうと)、食品100mlごとに砂糖0.005 g以上を含まない。
		(3)用語「無料」、又は「不含」、「ゼロ」、又は「零」、「なし」又は「無」「なしに」又は「沒有」、もしくは類似の意味の意味や記号の言葉	食品は(固形であろうと液状であろうと)、食品100mlごとに砂糖0.005 g以上を含まない。
8.	たんぱく質	(1) 「低」という用語又は「低」、もしくは「少」、もしくは「少」、「低原料」又は「提供少量」もしくは「少量を含む」又は「含量低」、もしくは類似の意味の意味や記号の言葉	食品は(固形であろうと液状であろうと)、エネルギー5%以上とはならないたんぱく質を含む。
		(2)「無料」という用語又は「來源」「含む」又	(a)食品は固形食品であり、食品100gごとにたんぱく質の栄養基準値最低10%を含む。

		は「含」、「提供する」又は「提供」、「持つ」又は「有」、もしくは類似の意味の意味や記号の言葉	又は (b)食品は液状食品であり、食品100mlごとにたんぱく質の栄養基準値最低5%を含む。 又は (c)食品(固形又は液状であろうと)は、最低以下を含む; (i)食品100 kcalごとにたんぱく質の栄養基準値の10%;又は (ii)食品100 kcalごとにたんぱく質の栄養基準値の10%
		(3)用語「高」又は「高」、「豊富」、又は「含豊富」、もしくは「良好な摂取源」もしくは「含含大量」、又は類似の意味の意味や記号の言葉	(a)食品は固形食品であり、食品100gごとにたんぱく質の栄養基準値最低20%を含む。 又は (b)食品は液状食品であり、食品100mlごとにたんぱく質の栄養基準値最低10%を含む。又は (c)食品(固形又は液状であろうと)は、最低以下を含む; (i)食品100 kcalごとにたんぱく質の栄養基準値の10%;又は (ii)栄養物24% 食品1 MJごとにたんぱく質の栄養基準値
9.	食養生繊維	(1)用語「原料」又は「来源」、「含む」又は「含」、「提供する」又は「提供」、「持つ」又は「有」、もしくは類似の意味の意味や記号の言葉。「高」という用語	(a)食品は固形食品であり、以下の最低3gを含む;食品100gごとに食物繊維又は (b)食品は液状食品であり、以下の最低1.5gを含む食品100mlごとに食物繊維
		(2)用語「高」又は「高」、「豊富にある富」又は「良好な摂取源」含大量」又はたの用語類似の意味の意味や記号の言葉という、類似の意味を表示する	(a)食品は固形食品であり、以下の最低6gを含む;100gごとに食物繊維 (b)食品は液状食品であり、100mlごとに食物繊維最低3gを含む100gごとに食物繊維
10.	栄養参照値	(1)「無料」という用語又は「来源」、「含む」又は「含」、「提供する」又は「提供」、「持つ」又は「有」、もしくは類似の意味の意味や記号の言葉	(a)食品は固形食品であり、食品100gごとにに関するビタミン、又は栄養基準値最低15%を含む。又は (b)食品100mlごとにに関する食品は固形食品であり、食品100gごとにに関するビタミン、又は栄養基準値最低7.5%を含む。又は (c)食品(固形又は液状であろうと)は、

			<p>最低以下を含む;</p> <p>(i) 食品100 kcalごとに関するビタミン、又は鉱物の栄養基準値の5%;又は</p> <p>(ii) 食品1 MJごとに関するビタミン、又は鉱物の栄養基準値の12%</p>
		<p>(2) 用語「高」又は「高」、「豊富」、又は「含豊富」、もしくは「良好な摂取源」もしくは「含大量」、又は類似の意味の意味や記号の言葉</p>	<p>(a)食品は固形食品であり、食品100gごとに関するビタミン、又は栄養基準値最低30%を含む。又は</p> <p>(b)食品100mlごとに関する食品は固形食品であり、食品100gごとに関するビタミン、又は栄養基準値最低15%を又は</p> <p>(c)食品(固形又は液状であろうと)は、最低以下を含む</p> <p>(i)食品100kcalごとに関するビタミン、又は鉱物の栄養基準値の10%;又は</p> <p>(ii)食品1 MJごとに関するビタミン、又は鉱物の栄養基準値の24%</p> <p>(規則付表8であり、追加されている 2008年第69号法律公告)</p>